

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【事業年度】 第39期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

【会社名】 株式会社光通信

【英訳名】 HIKARI TSUSHIN, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長COO 和田 英明

【本店の所在の場所】 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

【電話番号】 03 - 5951 - 3718

【事務連絡者氏名】 財務戦略・広報IR部長 井本 直美

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

【電話番号】 03 - 5951 - 3718

【事務連絡者氏名】 財務戦略・広報IR部長 井本 直美

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2026年 3月
売上収益 (百万円)	573,029	643,984	601,948	686,553	734,791
税引前利益 (百万円)	108,508	118,479	168,000	150,718	199,081
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	87,537	91,345	122,225	117,523	151,014
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	114,075	134,097	265,873	162,121	306,020
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	468,677	571,009	790,478	914,768	1,185,668
資産合計 (百万円)	1,451,310	1,691,949	2,078,956	2,371,026	2,853,866
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	10,379.95	12,773.00	17,906.68	20,845.16	27,056.17
基本的1株当たり当期利益 (円)	1,927.09	2,037.65	2,753.52	2,671.18	3,440.12
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	1,923.58	2,032.98	2,747.44	2,667.29	3,436.87
親会社所有者帰属持分比率 (%)	32.3	33.7	38.0	38.6	41.5
親会社所有者帰属持分利益率 (%)	20.3	17.6	18.0	13.8	14.4
株価収益率 (倍)	7.2	9.1	10.3	14.4	11.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	51,028	54,804	130,200	84,836	57,073
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	95,990	79,349	94,718	177,251	104,100
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	50,090	69,217	55,322	66,718	104,685
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	338,249	389,366	494,850	470,273	539,854
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	5,310 [1,492]	4,488 [1,209]	4,149 [845]	3,939 [922]	4,012 [823]

(注) 第36期より2022年4月1日を適用開始日、移行日を2021年4月1日としてIFRS第17号「保険契約」を早期適用したため、関連する主要な経営指標等については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2 【沿革】

年月	事項
1988年 2月	OA機器、電話機等の販売及びリースを目的として株式会社光通信を設立（資本金1百万円）
7月	市外電話サービスの回線販売事業を開始
1990年 4月	複写機、ファクシミリの販売を開始
1991年11月	コンピュータ並びに周辺機器の販売を開始
1992年12月	国際電話サービス回線販売事業を本格化
1993年 6月	携帯電話サービス回線販売事業を本格化
1994年 4月	携帯電話機器の売切り制導入に伴い、携帯電話機器の販売を開始
5月	東京都新宿区に携帯電話販売店舗第1号店が開店
1995年 5月	ビジネスホンの販売を本格化
7月	簡易型携帯電話（PHS）サービスの取次及びPHS端末の販売を開始
9月	株式の額面金額変更のために形式上の存続会社株式会社光通信（東京都練馬区）と合併
1996年 2月	当社株式を日本証券業協会に登録
1997年 1月	当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更
1998年 9月	レンタルサーバービジネスを本格化
1999年 5月	携帯電話販売店舗数が全国で1,500店舗
9月	当社株式を東京証券取引所市場第一部へ上場
2002年 3月	決算期を8月から3月に変更
7月	保険取次販売事業を本格化
2003年 6月	重田康光が代表取締役会長に、玉村剛史が代表取締役社長に就任、代表取締役2名体制へ移行
2009年 4月	自社商材の販売を本格化
2011年10月	東京都豊島区西池袋1-4-10に本社移転
2013年 6月	株式会社エフティグループを子会社化
2015年 2月	株式会社プレミアムウォーターホールディングスを子会社化、飲料事業を本格化
2017年 4月	電力事業を本格化
	直販から代販体制への移行を本格化
6月	監査等委員会設置会社へ移行
2019年 6月	和田英明が代表取締役社長に就任
	さくら損害保険株式会社が損害保険業の免許を取得、保険事業を本格化
7月	純投資を本格化
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより東京証券取引所の市場第一部からプライム市場へ移行
6月	報酬委員会・投資監査委員会を新設
2023年 5月	海外における金融事業を本格化
2025年 4月	執行役員制度を導入
9月	米ドル建て社債を発行
	自己資本が1兆円に到達

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社光通信）、連結子会社170社並びに持分法適用関連会社108社により構成されております。当社は、持株会社としてグループ全般の経営管理を担い、各事業子会社・関連会社におきまして、主に「電気・ガス事業」、「通信事業」、「飲料事業」、「保険事業」、「金融事業」、「ソリューション事業」及び「取次販売事業」を行っております。各事業の内容と主なグループ各社は以下のとおりであり、事業区分は報告セグメントと同一であります。

また、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

(1) 電気・ガス事業

主に中小企業や個人に対して、電気、ガス等の販売・供給を行っております。

(2) 通信事業

主に中小企業や個人に対して、通信回線サービスや付帯サービス等の提供を行っております。

(3) 飲料事業

主に個人に対して、ナチュラルミネラルウォーターの製造及び宅配形式による販売等を行っております。

(4) 保険事業

主に中小企業や個人に対して、損害保険や生命保険、保証サービス等の提供を行っております。

(5) 金融事業

主に中小企業や個人に対して、マイクロファイナンス等の金融サービスの提供を行っております。

(6) ソリューション事業

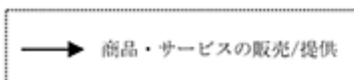
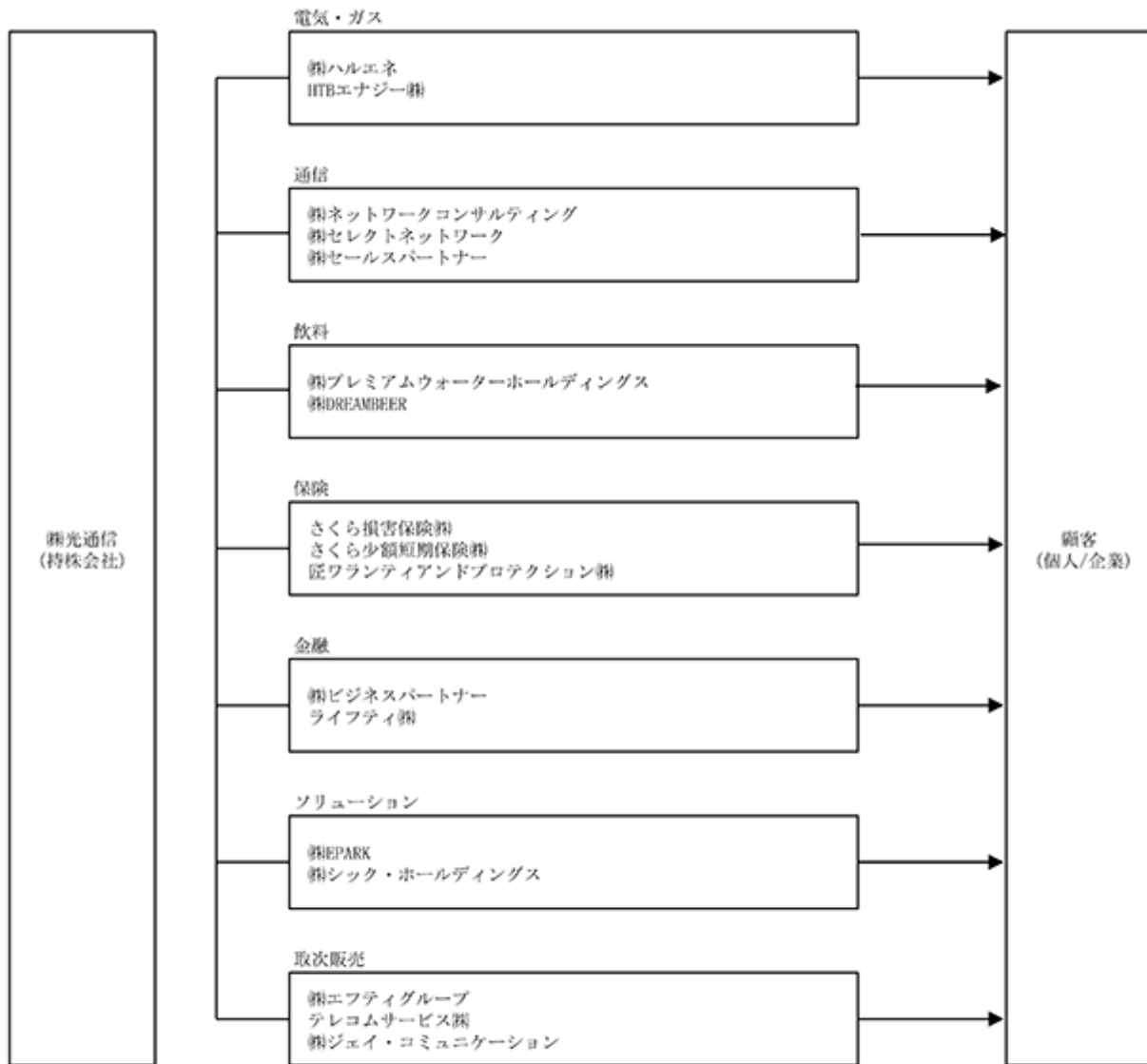
主に中小企業に対して、顧客管理システムや決済管理システム等のプラットフォーム及び各種ツールの提供を通じて業種別ソリューションサービスを展開しております。

(7) 取次販売事業

主に中小企業や個人に対して、通信キャリア、メーカー等の各種商品の取次販売を行っております。

事業系統図

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループの経営方針としては、変化し続ける社会情勢や事業環境の中で、その時々々の状況に応じた戦略を中長期的視点から立案し実行し、持続的な企業価値の向上に取り組むこととしております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、ストック利益（ストック利益とは、当社グループが獲得した顧客との契約に基づき、契約期間中に発生する基本契約料金、使用料金、保険料その他の継続課金収入から、サービス提供原価、顧客維持費用等を控除した利益をいいます。なお、当該収入については、顧客から直接受領する場合のほか、通信キャリア等から受領する場合があります。）や連結営業利益を主な経営指標とし、高い資本効率を追求しながら、各指標を継続的に拡大させることを目指しております。

(3) 当社グループを取り巻く経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、雇用や所得環境等の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いた一方、物価動向に加え、米国の通商政策をめぐる動向、中東情勢の影響、金融資本市場の変動等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

(4) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、長期安定収益であるストック利益の増加と、高い資本効率の達成を優先的に対処すべき課題と考えており、各商材の新規契約数の増加、新事業の立上げや新商材の開発、コスト削減をはじめとした生産性の向上などに取り組んでおります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) サステナビリティに関する考え方

当社及びその子会社（以下、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」において「当社グループ」という。）は、「変化し続ける社会情勢や事業環境の中で、その時々状況に応じた戦略を中長期的視点から立案し実行し、持続的な企業価値の向上に取り組むこと」を経営の基本方針とし、ストック利益を軸とした安定的な収益の確保と安定的な利益成長を経営ビジョンに定め、持続的な成長と価値提供を実現してまいります。

昨今の社会環境は急速に変化しており、企業には柔軟な対応能力と変革のスピードが求められている中、当社グループでは、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識しており、サステナビリティに係る取組みに関する基本方針を策定し、次の事項をサステナビリティに係る取組みにおける基本項目として設定しております。

サステナビリティに係る取組みにおける基本項目

収益構造・リスク分散

- ・長期安定収益であるストック利益を軸としたビジネスモデル
- ・特定の対象（事業、商品、顧客、取引先、販売チャネル等）に依存しない体制

資本効率の追求

- ・資本効率の良い事業は規模拡大、資本効率の悪い事業は規模縮小・撤退・売却
- ・業績にかかわらず、コスト削減、キャッシュ・フロー改善を徹底

人材育成

- ・年齢、性別、国籍、学歴等に捉われず、実力主義に基づく公平な評価を実施
- ・何度でもチャレンジできる機会の提供
- ・働きやすく、業務に集中できる労働環境

スピード経営

- ・少ない組織階層と各組織への権限委譲による迅速・果断な意思決定

ガバナンス

- ・最良のコーポレート・ガバナンスを追求

(2) ガバナンス及びリスク管理

当社グループでは、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のコーポレート・ガバナンス体制下において、サステナビリティ関連のガバナンスを確保するとともに、サステナビリティ関連のリスク管理を行っております。

- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続き

当社グループでは親会社である当社が持株会社として経営管理の役割を担い、各事業会社の経営を統率することで、グループで一貫したビジョンのもと、コンプライアンスを遵守した公正かつ透明性の高いグループ経営を目指しております。このようなグループ経営体制のもと、当社グループのサステナビリティ課題全般への取組みの状況やその有効性については、取締役会が監督を行い、その監督の実効性を確保するために、監査等委員会や取締役会の諮問機関との連携も図りながら、サステナビリティを念頭にした経営を推進しております。

- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程

当社グループでは、持株親会社である当社の管理部門が子会社の管理部門と連携を図り、事業会社である各子会社の事業部門への牽制機能及び監督機能を確保しております。この組織体制のもと、サステナビリティ関連を含めたリスクを識別するための統括的な監査は内部監査部門が中心的役割を担い、内部監査部門は、識別したリスク及びリスク管理状況について、代表取締役及び監査等委員会並びに当社グループ各社の役職員に対して、監査結果の報告や監査結果に基づく提言を適宜行っております。

(3) 人材の育成及び社内環境整備に関する方針

当社グループでは、性別、国籍、社歴にかかわらず、実力主義・適材適所での人材登用によりダイバーシティを促進するとともに、実力・能力面での必要な多様性を確保しております。

人材の育成においては、責任者の社内公募や抜擢、経営幹部と従業員の交流会などを実施し、当社グループの企業価値向上に対して高い当事者意識を持って活躍し、自己成長を遂げられる人材の育成に取り組んでおります。加えて、実力主義に基づく公平な評価と、何度でもチャレンジできる機会を提供することで、その効果を最大化しております。なお、性別、国籍、社歴等の実力以外の観点の多様性確保のために測定可能な目標値を設定することは、実力以外の要素による差別または逆差別の要因になり得ること、また、実力主義による効果の最大化を阻害する要因となり得ることから、具体的な目標設定は行っていません。

当社グループでは、働きやすく業務に集中できる社内環境を整えるために、長時間労働や休日労働の原則禁止、有給休暇取得奨励日の設定などを行い、従業員が心身ともに健康な状態で活動できるように努めております。なお、労働時間の管理が従業員の心身の健康を維持するうえでの重要な課題の1つとして認識しておりますが、その時々事業環境や個々の従業員の状況等に合わせて柔軟に対応していくことこそが、サステナブルな経営の実現により有効的であるとの考えから、労働時間についても、個別具体的な目標設定は行わず、人事部門における継続的な実績管理、評価を行った上で、適宜必要に応じた対応を実施していくことに注力しております。

<参考指標> 当社グループ(1)における正規社員(2)の所定外労働時間の月次平均

2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
14.7時間	15.3時間	15.1時間

- 1 根拠法が異なるため海外子会社を除く
- 2 管理職を除く

3 【事業等のリスク】

当社及びその子会社（以下、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」において「当社グループ」という。）の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあると考えられます。

以下に記載したリスク以外でも当社グループの想定を超えたリスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業に関する事項

当社グループは、ストック利益を得られる事業を中核事業としております。当社グループの商品の販売は主に当社グループの代理店が行っており、当社グループは代理店に対して販売数量等に応じた手数料を支払い、この投下資金は当社グループの顧客から契約後に毎月支払われる基本契約料金・使用料金・保険料金等により回収することを主としております。

当社グループでは、資本効率を追求し客観的な数値基準の範囲内で資金を投下するなど、投下資金の回収をより確実にすることに取り組んでおりますが、次のリスクが顕在化した場合には、投下資金の回収が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

役務提供に関するリスク

当社グループは、その役務の提供に際して、商品・サービスの仕入、販売、顧客管理等において複数の取引先と取引を行っております。取引先の経営方針の変更や経営状態の悪化・破綻、関連法令や規則等の変更、自然災害・戦争・テロの発生等により、取引継続が困難となり、当社グループの役務提供ができなくなる可能性があります。

回収に関するリスク

当社グループは、国内外の顧客に対して売掛債権を保有しており、また、顧客との契約獲得のための増分コストのうち回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しております。顧客の信用不安、当社グループの価格競争力の低下、個人情報漏洩や風評悪化に伴う社会的信用の失墜など、競争優位性の相対的な低下に伴う顧客の解約増加や、サイバー攻撃、システム障害等に伴う顧客情報の紛失等により、回収可能性が低下し、多額の貸倒引当金や減損損失を認識する可能性があります。

費用に関するリスク

当社グループは、商品・サービスの仕入、販売、顧客管理等において複数の取引先と取引を行っております。また、電力事業においては、顧客へ販売する電力を主に市場から調達しており、仕入価格は、燃料価格、為替相場等の影響を受けて変動いたします。市場価格の変動や、取引先の経営方針の変更等により、仕入価格や顧客維持に係る費用等、契約による債務を履行するためのコストが増加する可能性があります。

国内経済に関するリスク

当社グループは、特定の対象（事業、商品、顧客、取引先等）に依存しない体制を構築することに努めておりますが、事業は主に日本で行っていることから、日本国内の景気変動、人口減少、少子化・高齢化、自然災害・戦争・テロの発生、疫病の拡大等により、国内市場の縮小や経済活動の停滞が生じ、事業機会が減少する可能性があります。

企業買収や設備投資に関するリスク

当社グループは、事業拡大を目指すにあたり、企業買収や設備投資を一つの選択肢としております。その実施にあたっては客観的な数値基準の範囲内で資金を投下することとしておりますが、業績不振など不測の事態が発生し、投下資金を回収できなくなる可能性があります。

法的規制に係るリスク

当社グループは、電力、通信、食品衛生、保険、金融、労働等の各種法令諸規制等の適用を受けております。今後、これらの法令や規則等の予測不能な変更または新設が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは事業活動において仕入先、販売代理店、金融機関その他の取引先と連携しております。当社グループ又はこれらの取引先による法令違反等により、当社グループの事業運営に支障が生じる可能性があります。

訴訟等に関するリスク

当社グループが事業活動を行うにあたっては、偶発的に発生する訴訟や訴訟に至らない請求等を受け、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 財務・税制に関する事項

金融資産に関するリスク

当社グループは、株式等の市場性のある有価証券（外貨建資産を含む）及び外貨を保有しております。これらの金融資産は、金利・為替・株価等の相場の変動、発行体の経営状態の悪化・破綻等により評価額が減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

資金調達に関するリスク

当社グループは、銀行等の金融機関からの借入、社債の発行等により資金調達を行っており、一部の契約には財務制限条項が付されております。資金調達においては、手段の多様化、期間の長期化、金利の固定化等により財務基盤を強固にすることに努めておりますが、金融情勢の変化、事業環境の変化、当社グループの信用格付の変化や社会的信用の失墜、金融機関の信用状態の変化等により、資金調達が困難となる、もしくは資金調達に係る費用が増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産や税制に関するリスク

当社グループは、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して繰延税金資産を計上しております。経営状況の悪化、税制改正、税務当局との見解の相違等により、繰延税金資産の毀損や追加の税負担が発生する可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

a. 財政状態

当連結会計年度末において、資産は、投資有価証券を取得したこと等により、前連結会計年度末に比べて482,840百万円増加の2,853,866百万円となりました。

負債は、社債を発行したこと等により、前連結会計年度末に比べて208,759百万円増加の1,636,216百万円となりました。

資本は、利益剰余金が増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて274,081百万円増加の1,217,650百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する持分合計は、前連結会計年度末に比べて270,899百万円増加の1,185,668百万円となりました。

当連結会計年度末の親会社所有者帰属持分比率は41.5%となり、前連結会計年度末に比べて2.9ポイント上昇となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が続きました。一方で、物価動向に加え、米国の通商政策をめぐる動向、中東情勢の影響、金融資本市場の変動の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループでは、強みである販売力を活かし、電力・ガス、通信回線、宅配水、保険といった長期的に安定した収益が期待できる事業に取り組んでおります。

また、脱炭素社会の実現及びSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、非化石証書を活用した実質再生可能エネルギーを提供する環境配慮型電力サービスの創設、持続可能な水資源の保護、資源・廃棄物の削減など、積極的に社会的責任を果たせる施策の具体的な検討や取り組みを行っております。

当連結会計年度においては、自社商材の顧客契約数の増加に伴う将来の安定した収益源となるストック利益（ ）の増加等により、売上収益は734,791百万円（前連結会計年度比7.0%増）、営業利益は116,664百万円（同11.1%増）、金融収益の増加ならびに持分法による投資損益の増加等により、税引前利益は199,081百万円（同32.1%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は151,014百万円（同28.5%増）となりました。

（ ）ストック利益とは、当社グループが獲得したユーザーによって契約後に毎月支払われる基本契約料金・使用料金・保険料金等から得られる収入から顧客維持コスト、提供サービスの原価等を除いた利益分のことであります。収入については、通信キャリア、保険会社などから受け取る場合と、ユーザーから直接受け取る場合とがあります。

（電気・ガス事業）

主に中小企業や個人に対して、電気、ガス等の販売・供給を行っております。

当連結会計年度は、顧客契約数が伸びたことにより将来の安定した収益源となるストック利益が増加し、売上収益は319,571百万円（前連結会計年度比10.8%増）、営業利益は35,848百万円（同1.1%増）となりました。

(通信事業)

主に中小企業や個人に対して、通信回線サービスや付帯サービス等の提供を行っております。

当連結会計年度は、顧客契約数が伸びたことにより将来の安定した収益源となるストック利益が増加し、売上収益は127,540百万円(前連結会計年度比4.0%増)、営業利益は29,383百万円(同14.4%増)となりました。

(飲料事業)

主に個人に対して、ナチュラルミネラルウォーターの製造及び宅配形式による販売等を行っております。

当連結会計年度は、顧客契約数が伸びたことによるストック利益の増加に加え、コスト改善等により、売上収益は85,314百万円(前連結会計年度比7.6%増)、営業利益は9,695百万円(同19.1%増)となりました。

(保険事業)

主に中小企業や個人に対して、損害保険や生命保険、保証サービス等の提供を行っております。

当連結会計年度は、顧客契約数が伸びたことにより将来の安定した収益源となるストック利益が増加し、売上収益は31,478百万円(前連結会計年度比16.9%増)、営業利益は9,368百万円(同14.0%増)となりました。

(金融事業)

主に中小企業や個人に対して、マイクロファイナンス等の金融サービスの提供を行っております。

当連結会計年度は、事業が順調に推移したこと等により、売上収益は45,526百万円(前連結会計年度比37.4%増)、営業利益は22,086百万円(同23.6%増)となりました。

(ソリューション事業)

主に中小企業に対して、顧客管理システムや決済管理システム等のプラットフォーム及び各種ツールの提供を通じた業種別ソリューションサービスを展開しております。

当連結会計年度は、概ね堅調に推移したものの、売上収益は26,866百万円(前連結会計年度比4.1%減)、営業利益は3,790百万円(同47.6%増)となりました。

(取次販売事業)

主に中小企業や個人に対して、通信キャリア、メーカー等の各種商品の取次販売を行っております。

当連結会計年度は、前期に一部連結子会社の株式を譲渡したこと等により、売上収益は98,493百万円(前連結会計年度比8.8%減)となりました。一方、当期に一部連結子会社の株式売却に伴う一過性利益を計上したこと等により、営業利益は12,799百万円(同3.4%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	84,836	57,073
投資活動によるキャッシュ・フロー	177,251	104,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	66,718	104,685
現金及び現金同等物の期末残高	470,273	539,854

営業活動によるキャッシュ・フローは、当連結会計年度の業績が堅調に推移したこと等により、57,073百万円のプラスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の取得等により、104,100百万円のマイナスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行等により、104,685百万円のプラスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、539,854百万円となりました。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績は、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
電気・ガス(百万円)	236,822	109.8
通信(百万円)	61,506	101.3
飲料(百万円)	10,464	82.4
保険(百万円)	306	75.9
金融(百万円)	16,074	172.3
ソリューション(百万円)	11,799	118.3
取次販売(百万円)	11,558	101.0
合計(百万円)	348,533	108.8

c. 受注実績

受注から販売までの期間が短期間のため、記載を省略しております。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
電気・ガス(百万円)	319,571	110.8
通信(百万円)	127,540	104.0
飲料(百万円)	85,314	107.6
保険(百万円)	31,478	116.9
金融(百万円)	45,526	137.4
ソリューション(百万円)	26,866	95.9
取次販売(百万円)	98,493	91.2
合計(百万円)	734,791	107.0

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先が存在しないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は以下のとおりであります。

a. 経営成績等の分析

(財政状態の分析)

(資産合計)

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ、482,840百万円増加の2,853,866百万円となりました。

流動資産は1,019,640百万円となりました。これは主に、営業債権及びその他の債権の増加等により、170,760百万円増加したことによるものであります。

非流動資産は1,834,225百万円となりました。これは主に、投資有価証券を取得したことその他の金融資産が増加したこと等により、312,080百万円増加したことによるものであります。

(負債合計)

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ、208,759百万円増加の1,636,216百万円となりました。

流動負債は482,597百万円となりました。これは主に、営業債務及びその他の債務の減少等により、22,586百万円減少したことによるものであります。

非流動負債は1,153,619百万円となりました。これは主に、社債を発行したこと等により、231,346百万円増加したことによるものであります。

(資本合計)

当連結会計年度末の資本合計は、前連結会計年度末に比べ、274,081百万円増加の1,217,650百万円となりました。

資本は、利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末に比べて274,081百万円増加の1,217,650百万円となりました。

(経営成績の分析)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	増減
	百万円	百万円	%
売上収益	686,553	734,791	7.0
売上総利益	343,298	363,956	6.0
営業利益	105,036	116,664	11.1
金融収益	41,604	77,619	86.6
金融費用	15,862	22,399	41.2
持分法による投資損益	18,141	26,850	48.0
その他の営業外損益	1,797	346	80.7
税引前利益	150,718	199,081	32.1
親会社の所有者に帰属する当期利益	117,523	151,014	28.5

売上収益及び営業利益は、自社商材の利用顧客数が増加したこと等により、それぞれ前年同期比7.0%増の734,791百万円、同11.1%増の116,664百万円となりました。

税引前利益は、ドル高に伴う金融収益ならびに持分法による投資損益の増加等により、前年同期比32.1%増の199,081百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、税引前利益の増加により、前年同期比28.5%増加の151,014百万円となりました。

(キャッシュ・フローの分析)

キャッシュ・フローの分析は、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. セグメントごとの経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

事業セグメントごとの経営成績の状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、流動性リスクの低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債の発行等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。また、余剰資金に関しては、流動性の高い金融資産で運用しております。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記4 . 重要な会計上の見積り及び判断」に記載しております。

5 【重要な契約等】

代理店契約

2026年3月31日現在における主な代理店契約は以下のとおりであります。

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
(株)ジェイ・コミュニケーション	KDDI(株)	移動電話サービス加入に関する業務委託並びに移動電話端末機及びその関連商品の売買	2001年4月1日から2002年3月31日まで以後1年毎の自動更新
テレコムサービス(株)	ソフトバンク(株)	移動電話サービス加入に関する業務委託並びに移動電話端末機及びその関連商品の売買	2002年11月1日から2003年3月31日まで以後1年毎の自動更新
(株)メンバーズモバイル	ソフトバンク(株)	移動電話サービス加入に関する業務委託並びに移動電話端末機及びその関連商品の売買	2006年11月15日から2007年3月31日まで以後1年毎の自動更新

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	183,398,568
無議決権株式	50,000,000
計	233,398,568

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月29日)	上場金融商品取引所名または登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	43,989,642	43,989,642	株式会社東京証券取引所 プライム市場	単元株式数100株
計	43,989,642	43,989,642		

(注)「提出日現在発行数」には、2026年6月1日以降提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年11月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	50 [50]
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 5,000 [5,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	16,279 (注) 2
新株予約権の行使期間	2022年7月1日～2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 16,500 資本組入額 8,250
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 2. 新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (4) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。なお、新株予約権割当契約に定める正当な理由とは、以下の事項をいう。
- (a) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合
- (b) 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合（但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記(5)に記載の場合に該当する場
合を除く。）
- (5) 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であって、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- (6) 本新株予約権者による本新株予約権の行使に係る年間行使額の制限は、次の各号のとおりとする。
- (a) 2022年7月1日から2023年6月30日までの期間における本新株予約権の行使：本新株予約権の行使期間開始日（2022年7月1日）から本新株予約権行使日（本新株予約権行使日を含む。以下本(6)において同じ。）までの期間における本新株予約権の行使に係る払込金額（各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使に係る本新株予約権の個数を乗じた金額の全額をいう。以下本(6)において同じ。）の合計額の、行使総額（各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各本新株予約権者が自己に割り当てられた本新株予約権の個数を乗じた金額の全額をいう。以下本(6)において同じ。）に対する割合が、3分の1を超えてはならない。
- (b) 2023年7月1日から2024年6月30日までの期間における本新株予約権の行使：本新株予約権の行使期間開始日（2022年7月1日）から本新株予約権行使日までの期間における本新株予約権の行使に係る払込金額の合計額の、行使総額に対する割合が、3分の2を超えてはならない。
- (c) 2024年7月1日から本新株予約権の行使期間満了日までの期間における本新株予約権の行使：行使制限は定めない。
- (7) その他の条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び（注）2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- (a) 新株予約権者が新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、再編対象会社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (b) 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 組織再編等の際の新株予約権の取扱い
本(注)4に準じて決定する。

決議年月日	2018年5月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 6
新株予約権の数(個)	99 [65]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,900 [6,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	18,010 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年7月1日～2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 18,050 資本組入額 9,025
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 2. 新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。
但し、本新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率
また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
2. 本新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。
(1) 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 割当日後、当社が、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
(a) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合(新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)
(b) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする(この場合の平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)

(3) 上記(1)及び(2)のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりである。

(1) 本新株予約権者は、2023年3月期の当社の連結損益計算書上の営業利益が74,800百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(2) 2019年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書上の営業利益に関し、以下に記載する各連結会計年度における営業利益の目標数値を、2連結会計年度連続で下回った場合、当該連続した連結会計年度のうち2期目の連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

2019年3月期 55,000 百万円

2020年3月期 59,400 百万円

2021年3月期 64,200 百万円

2022年3月期 69,300 百万円

2023年3月期 74,800 百万円

(3) 上記(1)及び(2)に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

(4) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。なお、新株予約権割当契約に定める正当な理由とは、以下の事項をいう。

(a) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合

(b) 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合（但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記(5)に記載の場合に該当する場合は除く。）

(5) 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であって、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。

(6) 本新株予約権者による本新株予約権の行使に係る年間行使額の制限は、以下の各号のとおりとする。

(a) 2023年7月1日から2024年6月30日までの期間における本新株予約権の行使：本新株予約権の行使期間開始日（2023年7月1日）から本新株予約権行使日（本新株予約権行使日を含む。以下本(6)において同じ。）までの期間における本新株予約権の行使に係る払込金額（各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使に係る本新株予約権の個数を乗じた金額の全額をいう。以下本(6)において同じ。）の合計額の、行使総額（各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各本新株予約権者が自己に割り当てられた本新株予約権の個数を乗じた金額の全額をいう。以下本(6)において同じ。）に対する割合が、3分の1を超えてはならない。

(b) 2024年7月1日から2025年6月30日までの期間における本新株予約権の行使：本新株予約権の行使期間開始日（2023年7月1日）から本新株予約権行使日までの期間における本新株予約権の行使に係る払込金額の合計額の、行使総額に対する割合が、3分の2を超えてはならない。

(c) 2025年7月1日から本新株予約権の行使期間満了日までの期間における本新株予約権の行使：行使制限は定めない。

(7) その他の条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び（注）2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - (a) 新株予約権者が新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、再編対象会社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (b) 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、取締役会決議がなされた場合）には、再編対象会社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) 組織再編等の際の新株予約権の取扱い
本（注）4に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年12月30日 (注)	1,000,000	45,549,642		54,259		
2022年8月31日 (注)	500,000	45,049,642		54,259		
2024年5月31日 (注)	780,000	44,269,642		54,259		
2025年12月29日 (注)	280,000	43,989,642		54,259		

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		20	30	107	585	20	3,902	4,664	
所有株式数 (単元)		86,590	3,571	190,810	101,469	65	56,426	438,931	96,542
所有株式数の割 合(%)		19.73	0.81	43.47	23.12	0.01	12.86	100.00	

(注) 1. 自己株式167,178株は、「個人その他」に1,671単元、及び「単元未満株式の状況」に78株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ10単元及び31株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
有限会社光パワー	東京都港区虎ノ門3丁目18-6	12,736	29.06
野村信託銀行株式会社 (信託口2052286)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	4,500	10.27
株式会社鹿児島東インド会社	鹿児島県大島郡大和村国直264	3,300	7.53
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	2,624	5.99
合同会社光パワー本家	東京都港区虎ノ門3丁目18-6	2,352	5.37
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,288	2.94
重田 康光	東京都港区	1,198	2.73
玉村 剛史	東京都港区	1,064	2.43
THE CHASE MANHATTAN BANK N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人)株式会社みずほ銀 行	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGRAND (東京都港区港南2丁目15-1)	949	2.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人)株式会社みずほ銀 行	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1)	602	1.38
		30,614	69.87

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりであります。

野村信託銀行株式会社(信託口2052286)	4,500千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,624千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,288千株

2. 有限会社 光パワーへは重田康光氏が79%出資しております。
3. 合同会社光パワー本家へは重田康光氏が84%出資しております。
4. 株式会社鹿児島東インド会社は重田康光氏の子である重田光時氏が代表取締役を務めております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 167,100		権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 3,400		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,722,600	437,226	同上
単元未満株式	普通株式 96,542		同上
発行済株式総数	43,989,642		
総株主の議決権		437,226	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1,000株及び31株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、自己株式が78株含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社光通信	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	167,100		167,100	0.38
(相互保有株式) 株式会社東名	三重県四日市市八田二丁目1-39	2,400		2,400	0.01
(相互保有株式) 株式会社サンリキュール	山形県酒田市幸町一丁目3-1	1,000		1,000	0.00
計		170,500		170,500	0.39

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年11月11日)での決議状況 (取得期間2025年11月12日～2026年6月30日)	350,000	10,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	142,000	6,119,964,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	208,000	3,880,036,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	59.43	38.80
当期間における取得自己株式	61,200	2,391,186,000
提出日現在の未行使割合(%)	41.94	14.89

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの東京証券取引所における市場買付による株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	557	23,119,830
当期間における取得自己株式	2	74,720

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	280,000	8,461,441,077		
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	34,475	971,336,537	21,700	818,202,650
その他(新株予約権の行使に伴い交付した取得自己株式)	42,100	1,232,853,572	3,400	126,504,503
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	4,485	126,342,719		
保有自己株式数	167,178		203,280	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの東京証券取引所における市場買付及び単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対しての利益配分を経営の最重要課題として認識しており、安定的な配当を継続することを基本方針としております。なお、剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

この基本方針に基づき、当連結会計年度におきましては、1株当たり181円（総額7,943百万円）の配当を実施することを2025年8月13日、1株当たり185円（総額8,125百万円）の配当を実施することを2025年11月11日、1株当たり190円（総額8,342百万円）の配当を実施することを2026年2月12日、1株当たり195円（総額8,545百万円）の配当を実施することを2026年5月13日開催の取締役会決議によって決定いたしました。

次期の配当につきましても、実施する予定であります。

内部留保資金につきましては、営業販路の強化や財務体質の改善に有効的に活用することにより、強固な経営基盤の構築を目指してまいります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及びその子会社（以下、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」において「当社グループ」という。）は、親会社である当社が持株会社として経営管理の役割を担い、各事業会社の経営を統率することで、グループで一貫したビジョンのもと、コンプライアンスを遵守した公正かつ透明性の高いグループ経営を目指しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、本書提出日現在、社外取締役3名を含む取締役8名（うち監査等委員である取締役3名）で構成される経営体制を採っております。この経営体制下での企業統治の体制の概要は、以下のとおりであります。

（取締役会の状況）

経営の迅速化と牽制機能の強化を目的として代表取締役2名の体制を採り、代表取締役会長1名、代表取締役社長1名、常務取締役1名、取締役2名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の合計8名の取締役（うち社外取締役合計3名）にて、取締役会を構成しております。

・本報告書提出日時点における取締役会の構成等は、以下のとおりであります。

氏名	役職名	取締役会出席率 2026年3月期	委員会委員の兼務状況
重田 康光	代表取締役会長CEO	100%（9/9回）	
和田 英明	代表取締役社長COO	100%（9/9回）	
高橋 正人	常務取締役CVO	100%（9/9回）	
矢田 尚子	取締役	100%（9/9回）	投資監査委員会・報酬委員会
柳下 裕紀	取締役	89%（8/9回）	投資監査委員会
渡辺 将敬	取締役・監査等委員	100%（9/9回）	
高野 一郎	取締役・監査等委員	100%（9/9回）	報酬委員会
新村 健	取締役・監査等委員	100%（9/9回）	投資監査委員会・報酬委員会

（注）1．取締役 矢田尚子の戸籍上の氏名は、大畑尚子であります。

2．取締役 柳下裕紀、取締役（監査等委員）高野一郎及び取締役（監査等委員）新村健は、社外取締役であります。なお、当社は、3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ・取締役会は、原則として毎月1回、定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて都度臨時取締役会を開催することとしております。なお、2026年3月期事業年度（以下、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」において「当事業年度」という。）においては、取締役会を9回開催いたしました。
- ・取締役会は、取締役会規程に基づき、当社の経営に関する重要な事項、法令に定められた事項、株主総会により授權された事項等を決議し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき、報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。
- ・当社は執行役員制度を導入しており、執行役員が業務執行機能の一部を担うことにより、取締役会における経営の意思決定の迅速化及び効率化並びに監督機能の強化を図っております。本書提出日現在、取締役会により6名の執行役員（常務執行役員1名、上席執行役員3名、執行役員2名）が選任されております。

- ・当社は、事業年度毎に、各取締役の自己評価を参考に、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会運営に活かすことで、取締役会の実効性の確保及び強化に努めております。なお、当事業年度の取締役会実効性評価結果の概要は、以下のとおりであります。

主な検討の観点	取締役会の構成、取締役会による決定事項・委任の範囲、取締役会における審議の質・審議の環境、取締役会を支える体制
検討結果	<p>全体として、取締役会の実効性は概ね確保されているものと判断しております。取締役会における自由闊達な議論が行われる環境や、社外取締役情報共有会をはじめとする情報共有体制は、その実効性確保を支える要素となっているものと考えております。</p> <p>一方で、以下の点については、更なる実効性向上に向けた課題として認識しており、継続的に取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会資料の内容及び分量の適切性の向上並びに事前共有の更なる早期化 ・社外取締役による情報の適時的確な入手及び当社グループの経営・事業・業務に対する理解の深化のための情報共有及びコミュニケーション機会の充実 ・取締役会から経営陣へ委任した事項に係る権限行使状況の報告体制の充実 ・社外取締役の知見及び経験を経営課題の検討や企業価値向上に向けた議論へ更に活用するための取組みの推進

（報酬委員会の状況）

当社は、取締役会の諮問機関として、経営陣幹部・取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化のために報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、委員3名以上で構成するものとし、委員は取締役（うち過半数は独立社外取締役）としております。本書提出日現在、委員長（独立社外取締役（監査等委員）高野一郎）及び委員2名（取締役 矢田尚子、独立社外取締役（監査等委員）新村健）の合計3名で構成しております。

報酬委員会は、原則として年に1回開催され、必要に応じて都度開催されます。当事業年度において、報酬委員会は1回開催され、開催された報酬委員会のすべてに報酬委員全員が出席しております。

当事業年度において、報酬委員会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容及び当該内容として考慮される事項等について、予め定められた方針（「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) 役員の報酬等 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」参照）への適合性と併せて検討を行いました。

（投資監査等委員会の状況）

当社は、取締役会の諮問機関として、当社グループにおける投資の運営に係る取締役会の監督機能と説明責任のために投資監査委員会を設置しております。

投資監査委員会は、委員3名以上で構成するものとし、委員は取締役（うち過半数は独立社外取締役）としております。本書提出日現在、委員長（独立社外取締役（監査等委員）新村健）及び委員2名（取締役 矢田尚子、独立社外取締役 柳下裕紀）の合計3名で構成しております。

投資監査委員会は、原則として四半期に1回開催され、必要に応じて都度開催されます。当事業年度において、投資監査委員会は4回開催され、開催された投資監査委員会のすべてに投資監査委員全員が出席しております。

当事業年度において、投資監査委員会は、投資担当取締役より当社グループの投資状況に関する報告を受けるとともに、財務担当役員より当社グループの投資に係る財務規律等に関する報告を受け、当社グループの投資に関するガバナンスのあり方や運用状況の相当性等についての検討を行いました。

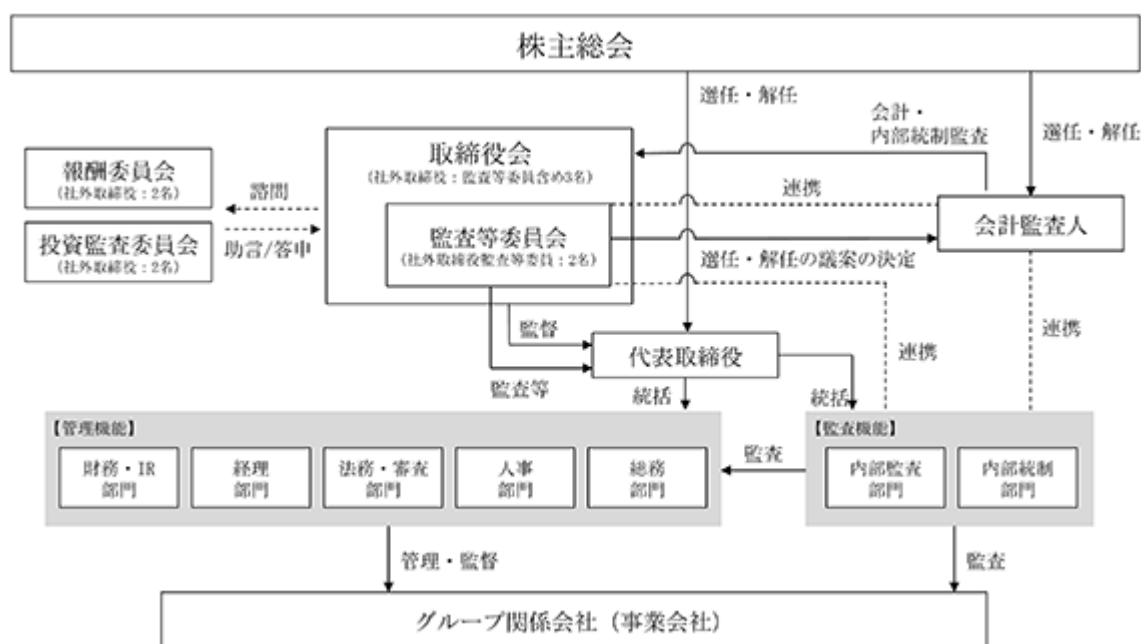
（監査等委員会の状況）

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、経営に対する監査機能を担っております。監査等委員会の活動状況については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況」をご参照ください。

(その他の企業統治に係る組織の状況)

当社グループ各社のガバナンスに関しては、持株親会社である当社の管理部門が子会社の管理部門と連携を図り、事業会社である各子会社の事業部門への管理・監督機能を確保しております。なお、管理機能別には以下の施策を行っております。

- ・ 経理部門及び財務・IR部門では、各子会社の経営状況を管理・分析し、その結果を経営判断に活用するとともに、適正な開示を行い、透明性の確保を図っております。
 - ・ 法務・審査部門では、各子会社業務のコンプライアンスを管理・監督し、また、取引与信枠の設定や潜在リスクの発見・回避等、経営リスクの管理を行っております。
 - ・ 人事部門では、各子会社の人事・教育部門と連携し、成果主義の原則に基づく評価基準や報酬体系を各社の実情に応じて導入することで、実力主義の徹底を図っております。
 - ・ 総務・システム部門では、当社グループの物品の調達や稼働のための各種インフラの適正化を図るとともに、各子会社のシステム部門と定期的に情報交換を行い、各種システムの刷新や情報セキュリティ強化に努めております。
 - ・ 内部監査部門では、当社グループ従業員へ適正な行動規範や情報管理への意識向上を目的として、各子会社で実施している社員研修や各事業所の監査実査の状況及び内容を確認し、各子会社の監査部門と連携しながら、コンプライアンス・情報管理体制の維持・強化を図っております。
 - ・ 内部統制部門では、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備及び運用に係る体制確保の一環として、当社グループにおける内部統制の整備及び運用状況の評価を行っております。
- なお、企業統治の体制の概要を図によって示すと以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備の状況)

当社では、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」並びに「監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」に関し、取締役会において、以下のとおり決議しております。

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程及びその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。
- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
- ・内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
- ・法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行うものとします。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管及び管理するものとします。また、取締役は、必要に応じて随時当該文書の閲覧をすることができるものとします。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のリスク管理を定めた危機管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署及び担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。
- ・内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
- ・リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。

- ・職務権限・意思決定ルール策定及び見直し
- ・取締役及び事業部長を構成員とする経営会議の実施
- ・予算管理規程に基づく中長期計画の策定、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、及び月次・四半期業績管理の実施
- ・経営会議及び取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署及び担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署及び責任者が連携して、子会社における職務執行及び事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス・法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。
- ・当社の内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言等を行うものとします。
- ・当社は、子会社の自主性及び上場子会社の独立性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署及び担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。
- ・当社は、当社グループ全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、当社グループ全体のリスク管理を統括する部署を設置し、当社グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監査を行い、管理するものとします。なお、当該リスク管理統括部署は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を、定期的にコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告するものとします。

- ・当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス担当取締役または代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。
 - ・当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。
 - ・当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。
 - ・当社は、子会社の役員及び従業員に対し、当社及び子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程及びその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査部門を通じて、定期的の子会社に対する内部監査を実施し、内部監査部門に、その結果をコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。
- f. 監査等補助人の設置並びに監査等補助人の独立性及び監査等委員会の監査等補助人への指示の実効性を確保するための体制
- ・当社は、監査等委員会から要請があった場合、必要な員数及び求められる資質について監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する従業員（以下「監査等補助人」という。）を配置するものとします。
 - ・監査等補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
 - ・監査等補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。ただし、監査等委員会から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査等補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査等補助人は、監査等委員会の職務の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとします。
 - ・取締役及び従業員は、監査等委員会の要請により、以下の措置を講じるほか、監査等補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとします。
 - ・監査等補助人が、監査等委員に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
 - ・監査等補助人が、監査等委員に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。
- g. 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役及び従業員は、次に定める事項を監査等委員会に報告するものとします。
 - ・会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・子会社の取締役、監査役及び従業員が、子会社に関する前項各号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、または直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査等委員会に報告を行うこととします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。
 - ・当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、法令及び社内規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するものとします。
 - ・前三項に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとします。
 - ・前項に伴い、監査等委員会は、取締役もしくは従業員または子会社の取締役、監査役もしくは従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査等委員会は、報告をした者の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査の実効性を確保するため、取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査等委員会がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。
- ・ 当社は、監査等委員会が要請した場合、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合を除き、監査等委員会の職務に適した監査等委員会室を設置するものとします。なお、監査等委員会室の設置に関する事項に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
- ・ 当社は、監査等委員会が要請した場合、監査等委員会が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。
- ・ 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換をするなどし、情報交換及び緊密な連携を図るものとします。
- ・ 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
- ・ 当社は、社外取締役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査等委員会の合理的な要請により、当社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。

(リスク管理体制の整備の状況)

代表取締役社長直轄の内部監査部門において、当社グループの業務活動全般に関し、リスクマネジメントの一環として、その妥当性や会社資源の活用状況、法令・社内規程の遵守状況について、子会社の内部監査部門と連携しながら定期的に監査を実施するとともに、リスクカテゴリーごとのリスク管理及びリスクへの対処に関する教育や啓蒙を適宜行っております。また、内部監査部門は、リスク情報の吸上げ並びに適切な共有及び報告により当社グループにおける適切なリスクマネジメント体制を確保するとともに、具体的なリスクに関する助言や勧告を適宜行い、リスクの発生の未然の防止や対応方法の改善を図っております。

取締役の定数

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任されます。

役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

責任限定契約の内容

当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める範囲内としております。

また、当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第424条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、260百万円または当社の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

b. 取締役の責任免除等

当社は、取締役が期待される役割・機能を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。なお、当社は、第30回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

c. 会計監査人の責任免除

当社は、会計監査人の責任を合理的な範囲に止め、その期待される役割を十分に果たし得るようにするため、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。

d. 剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とする等のため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めており、また、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、配当額の決定が経営政策と密接に関連し、高度の経営判断に属する事項であるため、取締役の判断に委ねることが合理的であると判断したためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 2名 (役員のうち女性の比率25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長CEO	重田 康光	1965年2月25日生	1988年2月 1991年6月 2000年11月 2003年6月 2020年1月 2021年3月	当社設立 当社代表取締役社長 有限会社光パワー取締役社長(現代表 取締役)(現任) 当社最高経営責任者(CEO)(現任) 当社代表取締役会長(現任) 合同会社下落合開発代表社員(現任) 合同会社光パワー本家代表社員(現 任) 合同会社光パワーZ代表社員(現任)	(注)2	1,198
代表取締役社長COO	和田 英明	1973年12月13日生	1997年4月 2004年6月 2005年9月 2007年4月 2009年6月 2012年6月 2015年6月 2017年4月 2017年6月 2018年6月 2019年2月 2019年6月 2022年12月 2023年9月 2026年4月	当社入社 当社取締役 当社ネットワーク事業本部長 当社常務取締役 当社常務執行役員 当社情報通信事業本部長 当社常務取締役 株式会社ウォーターダイレクト(現株 式会社プレミアムウォーターホール ディングス)取締役(現任) 当社営業統括本部長 当社取締役副社長 株式会社エフティグループ取締役 株式会社アクトコール取締役 当社代表取締役社長(現任) 株式会社エムティーアイ社外取締役 (現任) 株式会社HCMAアルファ代表取締役(現 任) 当社COO(現任) 光通信投資管理株式会社取締役(現 任)	(注)2	419
常務取締役CVO	高橋 正人	1978年3月5日生	2000年4月 2006年8月 2009年4月 2010年4月 2014年1月 2018年6月 2019年7月 2023年6月 2026年4月	当社入社 当社管理本部財務企画部長 株式会社ニュートン・フィナンシャ ル・コンサルティング取締役 当社執行役員 当社財務本部長 当社取締役 当社投資本部長 当社常務取締役(現任) 当社CVO(現任) 光通信投資管理株式会社代表取締役 (現任)	(注)2	50

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	矢田 尚子	1978年2月12日生	2000年4月 2014年7月 2016年11月 2022年6月	当社入社 有限会社光パワー リサーチ部門バイ スプレジデント(現任) 株式会社コンステレーション・ソフト ウェア・ジャパン取締役副社長 当社取締役(現任)	(注)2	1
取締役	柳下 裕紀	1964年4月19日生	1987年4月 1993年7月 2000年2月 2006年11月 2010年10月 2022年6月 2026年5月	シティコープ・スクリムジャーヴィッ カーズ証券東京支店入社 営業部日本 株式課勤務 Explore Fund Inc.(米国カリフォル ニア州)シニア・アナリスト インベスコ投信投資顧問株東京支店 運用部外国株式担当 ヴァイス・プレ ジデント レオス・キャピタルワークス株式会社 運用部 シニア・ポートフォリオマ ネージャー 株式会社Aurea Lotus 代表取締役/CEO (現任) 当社取締役(現任) 合同会社Celsus Investments代表社員 (現任)	(注)2	0
取締役 (監査等委員)	渡辺 将敬	1968年11月20日生	1995年10月 2000年12月 2001年12月 2017年6月 2019年6月	当社入社 当社主計部部長 当社経理部部長 当社取締役(監査等委員)(現任) 株式会社ニラク・ジー・シー・ホール ディングス取締役(現任)	(注)3	0

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成され、経営に対する監視機能を担っております。

監査等委員会は、原則として毎月1回開催され、必要に応じて都度開催されます。当事業年度においては、12回の監査等委員会が開催されました。なお、監査等委員会の構成及び個々の監査等委員の出席状況については、以下のとおりであります。

氏名	役職名	監査等委員会出席率 (2026年3月期)
渡辺 将敬	監査等委員長 (取締役)	100% (12/12回)
高野 一郎	監査等委員 (社外取締役)	100% (12/12回)
新村 健	監査等委員 (社外取締役)	100% (12/12回)

(注) 監査等委員 渡辺将敬は、長年経理業務を担当した経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画及び方針に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席、当社グループの経営・業務全般への調査・ヒアリング等を通じて厳正な監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人及び主要なグループ会社の取締役または監査等委員もしくは監査役等との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

当事業年度において、監査等委員会では、監査方針及び計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の監査の相当性に関する意見形成、会計監査人の選任(再任)に関する決定、会計監査人の監査報酬に関する同意等を行うとともに、経営幹部等に対するインタビュー、内部監査部門や会計監査人等との意見交換を通じて、内部統制システムの整備及び運用状況、並びに会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等についての検討を行いました。

内部監査の状況

(内部監査の組織、人員、手続き等)

当社は、上述のとおり当社の各管理部門が当社グループ全体の業務の適正性を維持・管理・監督するとともに、当社の内部監査部門(業務従事人数7名(2026年3月31日現在))の主導のもと、各管理部門も含めた当社グループ全体の定期内部監査を実施することで、内部監査の実効性を確保しております。

(内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人の連携状況並びに内部監査の実効性を確保するための取組み)

内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務の適正性を監査するとともに、財務報告に係る内部統制を含む内部統制システムやプロセスの整備、運用状況の監査を実施しております。また、社内のリスク情報を吸い上げるための会合を定期的で開催し、課題の検出並びに当該課題に対する対応策の検討及び提案を行っております。

内部監査部門は、内部監査の結果等を定期的に監査等委員会へ報告し監査等委員会との情報共有や意見交換を図るとともに、会計監査人との情報共有及び意見交換の会合を随時開催し、相互に連携を図っております。なお、内部監査部門は、内部監査の結果等を、代表取締役のみならず監査等委員会に対して直接報告するとともに、必要に応じて取締役会へ直接報告できる体制を確保しております。また、監査等委員会及び当社グループの内部統制機能に係る関係部署との情報共有及び意見交換を行うとともに、改善提案等を適宜行い、内部統制システムの向上に努めております。

会計監査の状況

a. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

26年間

c. 業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員・業務執行社員）

塚原 克哲

福島 力

永井 公人

d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士19名、その他39名であります。

e. 会計監査人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社グループの広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを有していること、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、並びに監査実績等を総合的に勘案し、その適否を判断しております。

f. 監査等委員会による会計監査人の評価

監査等委員会は、会計監査人による会計監査が適正に実施されていることを確認しております。

また、監査等委員会は会計監査人の再任の適否について検討を行っており、当該検討に際しては、監査等委員会にて定めた方針並びに日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に判断しております。

なお、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況 内部監査の状況」に記載のとおりであります。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	215	6	252	25
連結子会社	145	3	137	-
計	360	9	389	25

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務及びM&Aに関するデューデリジェンス業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、株式上場を目的とする短期調査業務及びアドバイザー業務であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務及びサステナビリティ開示に関する支援業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMG)に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	6	-	3
計	-	6	-	3

(前連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務アドバイザー業務及びM&Aに関するデューデリジェンス業務等であります。

(当連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務アドバイザー業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模、業務の特性、監査時間等を総合的に勘案したものであります。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、適正な価格と判断したことにより、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ることを目的とする株式を純投資目的である投資株式として区分し、それ以外の株式を保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、中長期的な観点で、取引の性質や規模等に加え、保有に伴う便益やリスクなどを定性、定量両面から検証し、株式保有の必要性を判断しております。また、当該投資の所管部門において、その保有の必要性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	231	692
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	
非上場株式以外の株式	-	-	

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	67
非上場株式以外の株式	-	-

保有目的が純投資目的である投資株式

当社は子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社（持株会社）であります。

当社及び子会社のうち、保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である光通信KK投資事業有限責任組合及び最大保有会社の次に貸借対照表計上額が大きい会社である光通信KKオーバーシーズ投資事業有限責任組合の株式の保有状況については以下のとおりであります。

a. 当社

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	37	21,790	43	24,736

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	1,220	3,973	10,758	0

b. 光通信KK投資事業有限責任組合

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	525	378,946	-	-

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	4,271	14,231	134,285	13

c. 光通信KKオーバーシーズ投資事業有限責任組合

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	115	222,573	-	-

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	448	2,911	102,335	-

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループでは、持続的な企業価値向上を実現するため、性別、国籍、社歴にかかわらず、実力主義・適材適所での人材登用を行い、実力・能力面での必要な多様性を確保しております。

人材の育成においては、責任者の社内公募や抜擢、ジョブローテーション、経営幹部との対話機会などを通じて、当社グループの企業価値向上に対して高い当事者意識を持って活躍し、自己成長を遂げられる人材の育成に取り組んでおります。また、グループ会社における経営管理業務や管理職等の責任ある職務への登用を通じて、将来のグループ経営および事業運営を担う人材の育成に取り組んでおります。加えて、実力主義に基づく公平な評価と、何度でもチャレンジできる機会を提供することで、その効果を最大化しております。

従業員の処遇については、職務内容、役割、成果、能力および意欲等を総合的に勘案して決定しております。

(2) 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
電気・ガス	261	(72)
通信	213	(33)
飲料	988	(241)
保険	184	(31)
金融	1,311	(39)
ソリューション	634	(98)
取次販売	142	(156)
報告セグメント計	3,733	(670)
その他及び全社	279	(153)
合計	4,012	(823)

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. その他及び全社として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
3(-)	49.0	21.7	35,175,984	46.0

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。なお「(1) 連結会社の状況」において、当社の従業員数はその他及び全社に含まれております。

(3) 最大人員会社の状況

当事業年度における従業員数が最も多い会社

プレミアムウォーター㈱

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
467(90)	34.6	6.3	5,310,440	1.8

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

上記の次に従業員数が多い会社

プレミアムウォータープロダクツ㈱

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
176(7)	41.0	6.0	5,217,351	1.6

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(4) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(5) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結子会社

当事業年度					
会社名	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性の育児休業等取得率 (%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1) (注4)		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者 (注3)
(株)コア・コンサルティング・グループ	-	-	84.3	78.9	266.7
(株)アイフラッグ	-	-	70.6	68.6	112.6
(株)Hパートナー	-	-	107.0	67.1	64.1
エンパワーヘルスケア(株)	-	-	70.4	68.8	80.4
(株)ハルエネ	-	-	73.0	74.0	47.6
プレミアムウォーター(株)	29.2	40.0	75.0	73.9	96.2
プレミアムウォータープロダクツ(株)	0.0	100.0	72.8	72.9	76.6
(株)LUXURY	37.8	100.0	76.6	75.6	156.7

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 パート・有期労働者にはアルバイト・契約社員を含み、派遣社員・業務委託は含みません。

4 「労働者の男女の賃金の差異」について、人事・賃金制度上において性別による差異はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」)第312条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいた会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	6	470,273	539,854
営業債権及びその他の債権	7、 20、21	332,327	411,499
再保険契約資産	22	823	409
棚卸資産	9	2,356	1,789
その他の金融資産	8、 20、21	17,949	51,682
その他の流動資産	10	25,148	14,405
流動資産合計		848,880	1,019,640
非流動資産			
有形固定資産	11	38,975	41,744
使用権資産	13	5,236	5,988
のれん	12	18,798	18,395
無形資産	12	6,696	6,671
持分法で会計処理されている投資	15	205,485	319,720
その他の金融資産	8、 20、21	1,182,904	1,366,170
繰延税金資産	16	7,974	8,368
契約コスト	27	50,693	60,637
保険契約資産	22	5,090	6,447
その他の非流動資産		289	81
非流動資産合計		1,522,145	1,834,225
資産合計		2,371,026	2,853,866

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	18、20	284,742	263,788
保険契約負債	22	5,582	5,763
有利子負債	17、 20、21	179,876	161,307
未払法人所得税	16	17,999	35,150
その他の金融負債	20	771	389
その他の流動負債	19	16,211	16,197
流動負債合計		505,183	482,597
非流動負債			
有利子負債	17、 20、21	754,444	927,165
引当金		417	570
その他の非流動負債		15,423	15,169
繰延税金負債	16	151,987	210,714
非流動負債合計		922,272	1,153,619
負債合計		1,427,456	1,636,216
資本			
資本金	24	54,259	54,259
資本剰余金	24	984	1,716
利益剰余金	24	863,716	1,108,757
自己株式	24	10,864	6,215
その他の包括利益累計額	24	6,672	27,150
親会社の所有者に帰属する持分 合計		914,768	1,185,668
非支配持分		28,800	31,982
資本合計		943,569	1,217,650
負債及び資本合計		2,371,026	2,853,866

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上収益	23、27	686,553	734,791
売上原価	28	343,254	370,835
売上総利益		343,298	363,956
その他の収益	29	4,186	5,814
販売費及び一般管理費	28	238,566	250,881
その他の費用	29	3,881	2,225
営業利益		105,036	116,664
金融収益	30	41,604	77,619
金融費用	30	15,862	22,399
持分法による投資損益	15	18,141	26,850
その他の営業外損益	31	1,797	346
税引前利益		150,718	199,081
法人所得税費用	16	29,430	42,852
当期利益		121,288	156,229
当期利益の帰属			
親会社の所有者		117,523	151,014
非支配持分		3,764	5,214
当期利益		121,288	156,229
1株当たり当期利益	33		
基本的1株当たり当期利益(円)		2,671.18	3,440.12
希薄化後1株当たり当期利益(円)		2,667.29	3,436.87

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期利益		121,288	156,229
その他の包括利益	32		
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		44,586	131,802
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分相当額		491	3,775
確定給付制度の再測定		0	-
合計		44,094	135,577
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		708	20,635
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分相当額		155	718
キャッシュ・フロー・ヘッジ		23	1,257
合計		840	20,096
税引後その他の包括利益		44,934	155,674
当期包括利益合計		166,223	311,903
当期包括利益合計の帰属			
親会社の所有者		162,121	306,020
非支配持分		4,102	5,883
当期包括利益合計		166,223	311,903

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社光通信（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であり、東京証券取引所に株式を上場しております。登記上の本社の住所は東京都豊島区西池袋一丁目4番10号であります。

本連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）並びに関連会社に対する当社グループの持分から構成されております。当社グループの最上位の親会社は当社であります。当社グループは、主に情報通信分野において様々な事業に取り組んでおります。

詳細は、「注記5. 事業セグメント」に記載しております。

2. 連結財務諸表作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表規則」第1条の2第1号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同規則第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

(2) 測定の基礎

本連結財務諸表は「注記3. 重要性がある会計方針」に記載しているとおり、公正価値で測定している金融商品などを除き、取得原価を基礎として計上しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

本連結財務諸表は当社の機能通貨である円（百万円単位、単位未満切捨て）で表示しております。

(4) 会計方針の変更

当社グループが連結財務諸表において適用する会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同様であります。

(5) 未適用の公表済み基準書

本連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書の新設または改訂が公表されておりますが、2026年3月31日現在において強制適用されるものではなく、当社グループでは早期適用しておりません。

適用による当社グループへの影響は検討中であります。

基準書	基準名	強制適用時期 (以後開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	財務諸表における表示及び開示に関する現行の会計基準であるIAS第1号を置き換える新基準

(6) 表示方法の変更

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分の「その他」に含めて表示していた「定期預金の預入による支出」及び「定期預金の払戻による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「その他」に表示していた2,907百万円は、「定期預金の預入による支出」14,951百万円、「定期預金の払戻による収入」12,941百万円及び「その他」896百万円として組み替えております。

(2) 企業結合

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しております。

企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、及び支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しております。取得関連費用は発生時に純損益で認識しております。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産及び引受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産または繰延税金負債、及び従業員給付に係る資産または負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約、または被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社グループの制度への置換えのために発行された負債または資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・売却目的に分類される資産または処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産及び負債の正味価値を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

当社グループは、非支配持分を当社グループで認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合で測定しております。段階的に達成する企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しております。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正いたします。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、純損益で認識しております。

IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準（日本基準）で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しております。

共通支配下における企業結合とは、企業結合当事企業もしくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合の企業結合であります。当社グループは、すべての共通支配下における企業結合取引について、継続的に帳簿価額に基づき会計処理しております。

(3) 担保差入資産

負債の担保に供している担保差入資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
建物及び構築物	1,644	1,598
土地	542	542
投資有価証券	6,071	-
割賦債権及びリース債権	5,346	2,052
合計	13,604	4,193

これらの担保差入資産に対応する負債は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	4,062	480
1年内債権流動化借入金	3,193	2,413
長期借入金	-	2,760
債権流動化借入金	2,806	293
合計	10,062	5,946

当社グループは資金調達、製品供給取引及び請負取引から生じる債務に対して担保提供しております。また、1年内債権流動化借入金及び債権流動化借入金は、割賦債権及びリース債権の流動化に伴い発生した債務であります。

19. その他の流動負債

その他の流動負債の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
契約負債	4,860	5,088
未払消費税等	5,630	6,340
賞与引当金	1,517	1,257
その他	4,203	3,511
合計	16,211	16,197

貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	営業債権及びその 他の非流動資産		その他の金融資産		合計
	単純化した アプローチを 適用した金融資産	12ヶ月の予想信用 損失と等しい金額 で計上される 金融資産	信用リスクが当初 認識以降に著しく 増大した金融資産	信用減損 金融資産	
2024年4月1日残高	49,667	-	-	1,473	51,140
繰入	9,697	-	-	91	9,789
直接償却	278	-	-	537	259
その他	3,117	-	-	48	3,165
2025年3月31日残高	56,526	-	-	978	57,504

当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

	営業債権及びその 他の非流動資産		その他の金融資産		合計
	単純化した アプローチを 適用した金融資産	12ヶ月の予想信用 損失と等しい金額 で計上される 金融資産	信用リスクが当初 認識以降に著しく 増大した金融資産	信用減損 金融資産	
2025年4月1日残高	56,526	-	-	978	57,504
繰入	15,279	-	-	13	15,292
直接償却	523	-	-	29	552
その他	1,455	-	-	20	1,475
2026年3月31日残高	69,826	-	-	941	70,768

b. 為替リスク

当社グループは、主として資本性金融商品及び外貨建ての預金に係る為替の変動リスクにさらされております。

当社グループは、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

為替感応度分析

主要な外貨である米ドルに係る金融商品の為替リスク・エクスポージャーは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
純損益及び資本に影響を及ぼすエクスポージャー 純額（は負債）	267,638	280,225

為替リスク・エクスポージャーを有する金融商品において、他のすべての変数が一定であると仮定した上で、日本円が1%円高となった場合の純損益及び資本に与える影響は、以下のとおりであります。なお、当該分析には在外営業活動体の資産及び負債の表示通貨への換算による影響額並びにデリバティブ取引により為替変動リスクがヘッジされているものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
純損益への影響額（は減少額）	2,676	2,802
資本（税引後）への影響額（は減少額）	1,832	1,918

c. ヘッジ活動

当社グループは、為替リスクを管理するために、必要に応じて通貨スワップ取引のデリバティブを利用しております。このデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後も公正価値で再測定しております。公正価値の変動は、原則として、純損益を通じて認識しますが、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブについてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しております。通貨スワップ契約にキャッシュ・フロー・ヘッジを適用する場合には、通貨ベース・スプレッドを除く部分をヘッジ手段として指定し、通貨ベース・スプレッド部分に関しては、公正価値の変動額をヘッジコストとして、その他の包括利益を通じて、資本項目のヘッジコスト剰余金として認識しております。

(キャッシュ・フロー・ヘッジ)

当社は、外貨建資金調達取引に係る為替リスクをヘッジするために通貨スワップ取引を利用しており、このうちヘッジ会計の要件を満たすものについてはキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しております。また、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性評価から除外した部分に関して純損益として認識した金額はありません。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されているヘッジ手段の詳細及びヘッジ会計が財政状態及び業績に与える影響は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

ヘッジ対象リスク ヘッジ手段	契約額 (百万米ドル)	うち1年超	約定レート	帳簿価額 (百万円)	連結財政状態計算 書上の表示科目
為替リスク 通貨スワップ	500	500	147.45円/米ドル	4,534	その他の金融資産 (非流動)

(注) ヘッジ対象とヘッジ手段は同額で実施しているためヘッジ比率は1:1であり、ヘッジ非有効部分は生じません。

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の増減は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ対象リスク	期首残高	その他の包括利益での 認識額	期末残高
為替リスク	-	2,144	2,144

当社グループはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定した資本性金融資産について、公正価値の変動による利得または損失の累計額は、直ちに利益剰余金へ振り替えております。前連結会計年度及び当連結会計年度においてその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えた金額は、それぞれ43,748百万円、134,527百万円であります。

(4) 金融資産の譲渡

当社グループは、営業債権の一部について、債権譲渡により流動化を行っております。しかし、当該流動化債権の中には、債務者が支払いを行わない場合に、当社グループに遡及的に支払義務が発生するものがあり、このような流動化債権については、金融資産の認識の中止の要件を満たさないことから、認識の中止を行っておりません。

当連結会計年度において、このような譲渡資産を「営業債権及びその他の債権」に2,052百万円（前連結会計年度は5,346百万円）計上しており、また、当該資産の譲渡時に生じた入金額を関連する負債として「有利子負債」に2,706百万円（前連結会計年度は6,000百万円）計上しております。なお、これらの公正価値は帳簿価額と合理的に近似しております。

21. 金融商品の公正価値

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察可能でないインプット

当社グループは、公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルを、公正価値の測定の重要なインプットの最も低いレベルによって決定しております。

(1) 経常的に公正価値で測定する金融商品

公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに分類された、金融商品は以下のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

				（単位：百万円）
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
債券	-	59,504	-	59,504
その他	-	-	10,038	10,038
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	959,377	-	4,815	964,193
その他	32,017	-	4,425	36,442
合計	991,394	59,504	19,279	1,070,178
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他	684	-	-	684
合計	684	-	-	684

当連結会計年度（2026年3月31日）

	（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
債券	-	65,599	-	65,599
その他	-	-	6,620	6,620
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	1,130,473	-	5,536	1,136,010
デリバティブ資産	-	4,609	-	4,609
その他	41,812	-	2,999	44,811
合計	1,172,285	70,209	15,156	1,257,651
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他	307	-	-	307
合計	307	-	-	307

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は振替えを生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しております。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

公正価値の測定方法

市場性のある有価証券について、同一の証券に関する活発な市場と認められる取引所の価格によっている場合は、公正価値ヒエラルキーレベル1に、同一の証券に関する活発でない市場における現在の相場価格を用いて測定している場合は公正価値ヒエラルキーレベル2に、それぞれ分類しております。

デリバティブ取引は主に通貨スワップであり、取引先金融機関から提示された公正価値を用いており、公正価値ヒエラルキーレベル2に分類しております。

市場性のない有価証券については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定している場合には、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

非上場株式の公正価値測定にあたっては、割引率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント、非支配持分ディスカウントを加味しております。

公正価値

償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産				
営業債権及びその他の債権				
営業貸付金及び割賦債権	157,944	156,166	232,090	230,377
その他の金融資産				
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	5,375	5,358	7,191	7,171
負債性証券	105,878	107,352	132,503	133,261
合計	269,197	268,877	371,785	370,810
金融負債				
有利子負債				
長期借入金 (1年内返済予定含む)	142,673	141,529	150,809	148,884
社債 (1年内償還予定含む)	772,357	749,098	919,038	890,444
その他	126	125	-	-
合計	915,157	890,752	1,069,848	1,039,329

(注) 短期の金融資産、短期の金融負債は、公正価値と帳簿価額とが近似しているため、上記には含めておりません。

公正価値の測定方法

営業貸付金、割賦債権、長期貸付金

営業貸付金、割賦債権、長期貸付金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引く方法により算定しており、レベル3に分類しております。

負債性証券

市場性のある負債性証券については、同一の証券に関する活発でない市場における現在の相場価格を用いて測定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しており、レベル3に分類しております。

社債

社債については、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しており、レベル3に分類しております。

22. 保険契約

(1) 資本規制

当社グループの国内保険子会社は保険業法によって定められる資本規制の対象となっており、一定水準以上の資本規制比率を維持しております。

当社グループの国内保険子会社が適用を受ける重要な資本規制は以下のとおりであります。

- ・保険業法によって定められる水準のソルベンシー・マージン比率を保つ必要があり、金融庁はソルベンシー・マージン比率が一定水準を下回る場合は、経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行を命ずることができます。

(2) 保険契約に係るリスク管理体制

当社グループは、保険契約に係るリスクの正確な把握・分析・評価と適切な管理・運営に努め、経営の安定性の確保を図っております。なお、当社グループの保険契約に係るリスクに対しての主な取組みは以下のとおりであります。

保険引受リスク

当社グループは、保険リスク、保険契約者行動リスク及び費用リスクで構成される保険引受リスクに晒されております。

- ・保険リスク：金融リスク以外で、保険契約者から当社グループに移転されるリスク（保険金請求の発生、時期、及び金額に関する固有の不確実性から生じるリスク）
- ・保険契約者行動リスク：保険契約者が契約を解約する（すなわち失効リスク又は継続リスク）ことにより生じるリスク
- ・費用リスク：（保険事故に関連する費用ではなく）契約のサービス提供に関連した管理費が予想外に増加するリスク

当社グループでは、リスクポートフォリオの管理、商品の改廃、引受基準の設定、販売方針の変更、再保険の設計・手配などにより、保険引受リスクを管理しております。なお、保険引受リスクのエクスポージャーは保険契約負債の残高であります。当社グループの保険契約ポートフォリオは地理的に分散しており、過度に集中した保険リスクを有しておりません。

信用リスク

当社グループは、再保険契約の相手方が契約上の義務を履行しなかった場合に、財務上の損失を被る信用リスクに晒されております。

当社グループでは、信用リスク・エクスポージャーに係る個々の再保険者の債務不履行リスクについて、外部の信用格付け等を継続的にモニタリングすることで、信用リスクを管理しております。

再保険契約資産の信用度別の残高は、以下のとおりであります。なお、信用リスクのエクスポージャーは再保険契約資産の残高であります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
A	823	409
格付なし	-	-
合計	823	409

(注) 格付機関A.M. Best Company, Inc.の格付けに基づいております。

流動性リスク

当社グループは、現金の引渡しによって決済される保険契約及び再保険契約に関連する義務を当社グループが履行することが困難になる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、適切な決済資金を準備するとともに、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(3) 保険契約負債及び再保険契約資産

保険契約及び再保険契約の残高内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	(単位：百万円)	
保険契約		
保険契約資産		
保険契約残高	528	1,051
保険獲得キャッシュ・フローに係る資産	4,561	5,396
合計	5,090	6,447
保険契約負債		
保険契約残高	5,582	6,439
保険獲得キャッシュ・フローに係る資産	-	676
合計	5,582	5,763
再保険契約		
再保険契約資産	823	409

b. 再保険契約

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)				当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)			
	残存カバーに係る 資産		発生保険 金に係る 資産	合計	残存カバーに係る 資産		発生保険 金に係る 資産	合計
	損失回収 要素以外	損失回収 要素			損失回収 要素以外	損失回収 要素		
期首残高								
資産計上額	849	-	1,214	2,063	306	-	517	823
負債計上額	-	-	-	-	-	-	-	-
期首残高 (純額)	849	-	1,214	2,063	306	-	517	823
支払った再保険料 の 配分	935	-	-	935	342	-	-	342
再保険者から回収 した金額								
発生保険金及びそ の他の保険サービ ス費用の回収	-	-	383	383	-	-	218	218
不利な基礎となる 契約の損失の回収 及び戻入	-	-	-	-	-	-	-	-
再保険損益 (は損失)	935	-	383	551	342	-	218	124
投資要素と再保険 料の払戻し	10	-	10	-	-	-	-	-
キャッシュ・フ ロー								
再保険料の支払 額	403	-	-	403	241	-	-	241
受取額	-	-	1,090	1,090	-	-	531	531
期末残高								
資産計上額	306	-	517	823	205	-	204	409
負債計上額	-	-	-	-	-	-	-	-
期末残高 (純額)	306	-	517	823	205	-	204	409

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の調整表

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
期首残高	3,321	4,561
期中に発生した金額	4,011	6,573
認識の中止を行い、保険契約の測定に含めた金額	2,438	3,796
減損損失及び戻入れ	331	1,266
期末残高		
保険契約資産に表示	4,561	5,396
保険契約負債に表示	-	676
期末残高(純額)	4,561	6,072

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識の中止時期に関するスケジュール表

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (2026年 3月 31日)
1年未満	1,655	2,399
1年から2年	1,507	2,008
2年から3年	618	767
3年から4年	368	493
4年から5年	196	271
5年超	214	132
合計	4,561	6,072

23. 政府補助金

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社グループが受領した政府補助金は令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業及び令和6年度電気・ガス料金負担軽減支援事業並びに沖縄県電気料金高騰緊急対策事業による補助金であります。これらの補助金で補償することが意図されている収益の減額を認識するにつれて当該補助金を純損益として認識し、連結損益計算書において売上収益に含めて表示しております。当連結会計年度において売上収益に含めて認識した政府補助金は12,790百万円であります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社グループが受領した政府補助金は令和6年度電気・ガス料金負担軽減支援事業及び令和7年度電気・ガス料金負担軽減支援事業並びに沖縄県電気料金高騰緊急対策事業による補助金であります。これらの補助金で補償することが意図されている収益の減額を認識するにつれて当該補助金を純損益として認識し、連結損益計算書において売上収益に含めて表示しております。当連結会計年度において売上収益に含めて認識した政府補助金は12,779百万円であります。

24. 資本

(1) 資本金

a. 授権株式総数

授権株式総数は、以下のとおりであります。

	(単位：株)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
普通株式数	183,398,568	183,398,568
無議決権株式	50,000,000	50,000,000
合計	233,398,568	233,398,568

b. 発行済株式数

発行済株式数の増減は、以下のとおりであります。

	(単位：株)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	45,049,642	44,269,642
期中増加	-	-
期中減少	780,000	280,000
期末残高	44,269,642	43,989,642

- (注) 1. 当社の発行する株式は、無額面普通株式であります。
2. 発行済株式は、全て普通株式であり全額払込済となっております。
3. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 資本剰余金

日本における会社法（以下「会社法」という。）では、資本性金融商品の発行に対しての払込みまたは給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

なお、支配の喪失を伴わない子会社に対する所有持分の変動を資本取引として扱い、それに伴い発生したのれん、負のれん等相当額をその他資本剰余金に計上しております。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬制度の内容

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当社は、譲渡制限期間中、継続して、当社グループの使用人の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象者が保有する株式の全部についての譲渡制限を解除します。

前連結会計年度及び当連結会計年度に付与した譲渡制限付株式の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
付与した株式の数(株)	3,800	4,485
付与日の1株当たり公正価値(円)	25,380	38,840
譲渡制限期間	3年	3年

付与日の1株当たり公正価値は、譲渡制限付株式報酬の内容及び付与の決定に関する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値にて算定しております。なお公正価値の算定において、予想配当の調整は織り込んでおりません。

当社グループでは、顧客との契約から認識した収益を、財またはサービスの提供形態によって、当社グループと顧客との契約に基づき毎月継続的に財またはサービスを提供する「継続的な財またはサービス」と、新規契約締結時などの特定のタイミングで当社グループが顧客に提供する「一時的な財またはサービス」に分類しております。

継続的な財またはサービス

継続的な財またはサービスは、継続的に各種サービスの提供と維持管理を行うことを主要業務としております。継続的な財またはサービスは、当社グループと顧客との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められ、契約期間にわたって継続的に財またはサービスの提供を行う義務を負っております。

継続的な財またはサービスのうち、電気・ガスの販売・供給、インターネット回線への接続等の通信回線サービス、顧客管理システムや決済管理システムの提供等のソリューションサービスについては、顧客は、当社の履行によって提供される財またはサービスを、当社が履行するにつれて同時に受け取って消費しているため、一定の期間にわたり充足する履行義務であります。顧客は契約において定められた月額利用料金や財またはサービス提供量に応じた利用料金を当社に支払うことになっております。したがって、当社は、現在までに完了した当社の履行の顧客にとっての価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識する実務上の便法を採用しております。

これに対して、ナチュラルミネラルウォーター製品の製造及び宅配形式による販売については、対象となる財またはサービスであるナチュラルミネラルウォーター製品を顧客に引き渡す義務を負っております。顧客が財またはサービスの引き渡しを受けた着荷時点で、当該財またはサービスに対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されることから、一時点において充足される履行義務であり、当該時点において収益を認識しております。

いずれの財またはサービスの収入も、その月に提供した財またはサービスに直接対応する金額を、月次で顧客に請求しており、通常の支払期限は概ね30日以内となっております。

一時的な財またはサービス

一時的な財またはサービスは、通信キャリアやメーカーの各種サービス契約の取次業務等を主要業務としております。

当該取次業務においては、当社は、顧客である通信キャリアやメーカーとサービス利用者間で各種サービス契約を成立させることを履行義務として識別しております。顧客の提供するサービスの利用をサービス利用者開始させた時点で顧客は便益を獲得するため、その時点で履行義務が充足されると判断していることから、一時点において充足される履行義務であり、当該時点において収益を認識しております。

通常の支払期限は、顧客とサービス利用者間で各種サービス契約が締結され、サービス利用者が顧客のサービスを利用開始した時点の末日から起算して、概ね30日以内となっております。

なお、顧客との契約から認識した収益については、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(4) 顧客との契約の獲得のためのコストから認識した資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2025年3月31日)	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
契約獲得のためのコストから認識した資産	50,693	60,637

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、連結財政状態計算書上は「契約コスト」として表示しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。

当社グループにおいて資産計上されている契約獲得のための増分コストは、主に顧客獲得時に発生する代理店等への手数料であります。契約コストは、当該コストに関連する財またはサービスが提供されると予想される期間（2～5年）にわたって、費用を配分しております。なお、当社グループは、IFRS第15号第94項の実務上の便法を適用し、償却期間が1年以内である契約獲得コストについては、発生時に費用として認識しております。

また、資産として認識した契約コストについては、期末日及び各四半期末に回収可能性の検討を行っており、契約コストが関連する財またはサービスと交換に企業が受け取ると見込んでいる対価の残りの金額（将来収益）から、当該財またはサービスの提供に直接関連し、まだ費用として認識されていないコスト（直接関連コスト）を差し引いた金額を契約コストの帳簿価額が超過する範囲で減損損失を認識しております。減損の状況が存在しなくなったかまたは改善した場合には、過去に認識した減損損失の一部または全部の戻入を純損益に認識しております。

顧客との契約獲得のためのコストから認識した資産について認識した償却費及び減損損失は以下のとおりであり、販売費及び一般管理費に計上されております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
償却費	40,723	47,964
減損損失	-	654

顧客との契約獲得のためのコストから認識した資産には、電力小売りサービスを提供する子会社である株式会社ハルエネが支払った顧客獲得時に発生する代理店等への手数料のうち、回収可能であると見込まれる契約獲得増分コストが計上されております。

電力小売りサービスを営む事業者を取り巻く経営環境は電力卸市場における取引価格の変動等により変化が激しく、株式会社ハルエネはそのような変化に対応するために必要な契約変更を顧客との間で随時行っております。契約コストの回収可能性の評価に当たっては、電力小売りサービスの事業計画における将来収益、直接関連コスト、これらの基礎となる顧客の予想残存契約期間や解約率の見積りを用いておりますが、これらの事業計画の構成要素のうち特に将来収益の基礎となる解約率について、当連結会計年度において顧客に通知した契約変更の後に観測された水準にて推移し、契約変更の影響による解約の増加は発生しないという仮定を使用しております。当該仮定を織り込んだ回収可能性の評価の結果、当連結会計年度において電力小売りサービスを提供する株式会社ハルエネに帰属する契約コストについて減損損失の認識は不要であると判断しております。その結果、当該契約コストの残高は当連結会計年度末において11,049百万円（前連結会計年度末15,797百万円）であります。

28. 売上原価及び販売費及び一般管理費

売上原価及び販売費及び一般管理費の性質別内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
商品売上原価	31,095	27,497
減価償却費及び償却費	14,076	16,475
販売手数料	136,998	140,526
従業員及び役員に対する給付費用	27,490	26,185
支払手数料	25,091	28,193
その他	347,069	382,837
合計	581,821	621,716

29. その他の収益及びその他の費用

その他の収益及びその他の費用の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
固定資産売却益	20	115
子会社の支配喪失に伴う利益	2,953	1,535
事業譲渡益	128	1,656
割安購入益	12	810
固定資産除売却損	247	331
減損損失	1,515	147
事業整理損(注)	1,099	-
その他	52	49
合計	304	3,588

(注) 業種別ソリューションサービスを提供する株式会社EPARKにおいて、子会社株式を取得したことで生じたものであります。

30. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	14,614	14,850
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産	21,575	28,938
売却益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,613	7,320
公正価値の評価益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,798	5,197
為替差益	-	21,304
その他	2	7
合計	41,604	77,619

(2) 金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	11,709	13,956
その他	233	258
公正価値の評価損		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	470	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	279	2,688
為替差損	1,887	-
金融商品運用関連費用	671	3,968
その他	609	1,527
合計	15,862	22,399

31. その他の営業外損益

その他の営業外損益の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
関係会社株式売却益	1,014	2,269
関係会社株式売却損	80	1,092
持分変動益	988	532
持分変動損	82	543
段階取得に係る差損	-	735
その他	42	83
合計	1,797	346

33. 1 株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び算定上の基礎、希薄化後1株当たり当期利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
(1)基本的1株当たり当期利益	2,671円18銭	3,440円12銭
(算定上の基礎)		
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	117,523	151,014
親会社の普通株主に帰属しない金額(百万円)	17	37
基本的1株当たり当期利益の算定に用いる金額 (百万円)	117,506	150,976
普通株式の加重平均株式数(千株)	43,990	43,887
(2)希薄化後1株当たり当期利益	2,667円29銭	3,436円87銭
(算定上の基礎)		
基本的1株当たり当期利益の算定に用いる金額 (百万円)	117,506	150,976
子会社の潜在株式に係る利益調整額(百万円)	103	112
希薄化後1株当たり当期利益の算定に用いる金額 (百万円)	117,402	150,863
普通株式の加重平均株式数(千株)	43,990	43,887
新株予約権による普通株式増加数(千株)	25	8
希薄化後1株当たり当期利益の算定に用いる普通株式 の加重平均株式数(千株)	44,015	43,895

34. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

(1) 子会社の支配獲得による収支

新たに子会社となった会社に関する支配獲得時の資産及び負債の主な内訳並びに支払対価と子会社の支配獲得による収支の関係は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
流動資産	6,142	3,741
非流動資産	614	3,415
流動負債	4,927	757
非流動負債	94	101
支払対価	9,434	2,857
支配獲得時の資産の内、現金及び現金同等物	2,350	3,070
差引：子会社の支配獲得による収支（ は支出）	7,083	212

(2) 子会社の支配喪失による収支

子会社でなくなった会社に関する支配喪失時の資産及び負債の主な内訳並びに受取対価と子会社の支配喪失による収支の関係は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
流動資産	5,501	1,891
非流動資産	615	228
流動負債	1,302	1,242
非流動負債	403	208
受取対価	6,604	464
支配喪失時の資産の内、現金及び現金同等物	3,867	1,168
差引：子会社の支配喪失による収支（ は支出）	2,736	703

(3) 財務活動に係る負債の変動

財務活動に係る負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

	2024年 4月 1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動
	百万円	百万円
短期借入金	12,792	5,004
長期借入金	112,332	30,124
社債	687,188	84,825
リース負債	9,798	1,796
その他	381	271
合計	<u>822,493</u>	<u>107,878</u>

	キャッシュ・フローを伴わない変動				2025年 3月31日
	企業結合に よる変動	新規リース 及び 契約変更	在外営業 活動体の 換算差額	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
短期借入金	-	-	-	706	8,495
長期借入金	92	-	-	124	142,673
社債	800	-	-	456	772,357
リース負債	-	2,301	-	363	10,667
その他	-	-	-	16	126
合計	<u>892</u>	<u>2,301</u>	<u>-</u>	<u>753</u>	<u>934,320</u>

(注)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	2025年 4月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動
	百万円	百万円
短期借入金	8,495	131
長期借入金	142,673	8,040
社債	772,357	142,377
リース負債	10,667	810
その他	126	116
合計	934,320	149,621

	キャッシュ・フローを伴わない変動				2026年 3月31日
	企業結合に よる変動	新規リース 及び 契約変更	在外営業 活動体の 換算差額	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	
短期借入金	268	-	-	907	7,987
長期借入金	13	-	-	82	150,809
社債	600	-	-	4,904	919,038
リース負債	13	884	-	118	10,636
その他	-	-	-	10	-
合計	304	884	-	3,949	1,088,472

(注)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

35. 関連当事者

(1) 関連当事者間取引

当社グループと関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

会社等の名称 または氏名	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	(単位：百万円)
				2025年 3月31日 未決済残高
和田 英明	当社代表取締役社長COO	資金の貸付	900	2
		資金の回収	203	1,160
		利息の受取	19	-
高橋 正人	当社常務取締役CVO	資金の貸付	450	2
		資金の回収	81	479
		利息の受取	6	-

- (注) 1. 当社株式取得を資金用途とした資金の貸付を行っております。貸付利率は市場金利等を勘案し、合理的に決定しております。
2. 本取引については、本貸付により借入人が取得した当社株式を、貸付契約に基づく借入人の債務の担保として受け入れております。
3. 未決済残高のうち、一年内回収予定の残高は、5百万円であります。
4. 未決済残高に貸倒引当金は設定しておりません。

会社等の名称 または氏名	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	(単位：百万円)
				2025年 3月31日 未決済残高
(株)ティーガイア	関連会社	株式譲渡	39,854	-

- (注) 当社グループが所有するティーガイア株式の全部について、(株)ティーガイアによる公開買付けに応募し株式を売却しております。
- 当該公開買付けは2025年1月30日をもって終了し、その結果、(株)ティーガイアは当社の関連会社に該当しないこととなりました。公開買付けにあたっては、当社が保有していたティーガイア株式を1株当たり2,473円で売却しております。

当連結会計年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

会社等の名称 または氏名	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	(単位：百万円)
				2026年 3月31日 未決済残高
和田 英明	当社代表取締役社長COO	資金の貸付	1,000	2
		資金の回収	638	1,521
		利息の受取	26	-
高橋 正人	当社常務取締役CVO	資金の貸付	500	3
		資金の回収	342	636
		利息の受取	11	-

- (注) 1. 当社株式取得を資金用途とした資金の貸付を行っております。貸付利率は市場金利等を勘案し、合理的に決定しております。
2. 本取引については、本貸付により借入人が取得した当社株式を、貸付契約に基づく借入人の債務の担保として受け入れております。
3. 未決済残高のうち、一年内回収予定の残高は、5百万円であります。
4. 未決済残高に貸倒引当金は設定しておりません。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
短期報酬	456	593
合計	456	593

(注) 主要な経営幹部に対する報酬は、当社の取締役（社外取締役を含む）に対する報酬であります。

36. 偶発債務

保証債務額

当社グループは投資先の金融機関との取引に対して、以下のとおり保証を行っております。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
投資先	407	233
合計	407	233

37. 重要な後発事象

自己株式の取得

当社は、2026年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策を遂行し、株主への一層の利益還元を推進するため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	35万株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.79%）
株式の取得価額の総額	100億円（上限）
株式の取得期間	2026年7月1日から2027年6月30日まで
取得の方法	東京証券取引所における市場買付

無担保普通社債の発行

当社は、2026年4月24日に以下のとおり発行条件を決定し社債を発行いたしました。

第56回無担保社債

- | | | |
|------|---------|---|
| (1) | 社債の銘柄 | 株式会社光通信第56回無担保社債（社債間限定同順位特約付） |
| (2) | 発行総額 | 金100億円 |
| (3) | 各社債の金額 | 金100万円 |
| (4) | 利率 | 年2.823% |
| (5) | 発行価格 | 額面100円につき金100円 |
| (6) | 償還金額 | 額面100円につき金100円 |
| (7) | 払込期日 | 2026年5月1日 |
| (8) | 償還期限 | 2031年5月1日（5年債） |
| (9) | 利払日 | 毎年5月1日及び11月1日の2回 |
| (10) | 資金使途 | 社債償還資金 |
| (11) | 主幹事証券会社 | 野村證券株式会社
大和証券株式会社
みずほ証券株式会社
S M B C 日興証券株式会社 |
| (12) | 社債管理者 | 株式会社みずほ銀行 |
| (13) | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 |
| (14) | 取得格付 | A+（株式会社日本格付研究所）
A（株式会社格付投資情報センター） |

第57回無担保社債

- | | | |
|------|---------|---|
| (1) | 社債の銘柄 | 株式会社光通信第57回無担保社債（社債間限定同順位特約付） |
| (2) | 発行総額 | 金100億円 |
| (3) | 各社債の金額 | 金100万円 |
| (4) | 利率 | 年3.510% |
| (5) | 発行価格 | 額面100円につき金100円 |
| (6) | 償還金額 | 額面100円につき金100円 |
| (7) | 払込期日 | 2026年5月1日 |
| (8) | 償還期限 | 2033年4月28日（7年債） |
| (9) | 利払日 | 毎年5月1日及び11月1日の2回 |
| (10) | 資金使途 | 社債償還資金 |
| (11) | 主幹事証券会社 | 野村證券株式会社
大和証券株式会社
みずほ証券株式会社
S M B C 日興証券株式会社 |
| (12) | 社債管理者 | 株式会社みずほ銀行 |
| (13) | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 |
| (14) | 取得格付 | A+（株式会社日本格付研究所）
A（株式会社格付投資情報センター） |

38. 連結財務諸表の承認

本連結財務諸表は、2026年6月27日に当社代表取締役社長C00 和田 英明によって承認されております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	167,172	361,695	542,500	734,791
税引前中間 (四半期)(当期)利益 (百万円)	35,548	88,201	155,954	199,081
親会社の所有者に 帰属する中間 (四半期)(当期)利益 (百万円)	28,168	70,328	112,671	151,014
基本的1株当たり中間 (四半期)(当期)利益 (円)	641.83	1,602.08	2,566.04	3,440.12

(注) 第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー：有

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,352	21,579
関係会社短期貸付金	257,986	238,840
その他	66,448	46,292
流動資産合計	334,788	306,713
固定資産		
有形固定資産		
建物	426	451
減価償却累計額	173	188
建物（純額）	253	263
工具、器具及び備品	39	40
減価償却累計額	39	39
工具、器具及び備品（純額）	0	1
土地	342	342
有形固定資産合計	595	606
無形固定資産		
ソフトウェア	20	41
電話加入権	30	30
無形固定資産合計	51	71
投資その他の資産		
投資有価証券	34,268	24,646
関係会社株式	35,416	52,651
関係会社社債	-	50,000
役員及び従業員に対する長期貸付金	2,860	3,084
関係会社長期貸付金	1,029,704	1,233,138
その他	218	240
貸倒引当金	7,967	15,092
投資その他の資産合計	1,094,501	1,348,669
固定資産合計	1,095,147	1,349,348
資産合計	1,429,935	1,656,061

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	4 46,848	4 47,153
関係会社短期借入金	272,649	285,437
1年内償還予定の社債	107,050	90,050
未払金	48,917	43,893
未払費用	2,374	2,848
未払法人税等	3,095	520
預り金	613	728
賞与引当金	1	77
その他	395	137
流動負債合計	481,946	470,847
固定負債		
長期借入金	80,264	78,690
社債	635,475	790,150
繰延税金負債	10,422	9,074
債務保証損失引当金	-	1,146
その他	47	40
固定負債合計	726,209	879,101
負債合計	1,208,155	1,349,948
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,259	54,259
利益剰余金		
利益準備金	13,564	13,564
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	156,401	237,021
利益剰余金合計	169,966	250,586
自己株式	10,864	6,215
株主資本合計	213,361	298,630
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,137	7,408
評価・換算差額等合計	8,137	7,408
新株予約権	280	73
純資産合計	221,779	306,112
負債純資産合計	1,429,935	1,656,061

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	19,715	18,871
営業収益合計	19,715	18,871
売上総利益	19,715	18,871
営業費用	² 2,664	² 3,275
営業利益	17,051	15,595
営業外収益		
受取利息	17,454	26,486
受取配当金	14,009	3,288
債務保証損失引当金戻入額	1,380	-
貸倒引当金戻入額	7,085	4,344
その他	892	2,485
営業外収益合計	40,823	36,605
営業外費用		
支払利息	4,775	8,915
社債利息	8,657	11,908
債務保証損失引当金繰入額	-	1,146
貸倒引当金繰入額	2,076	11,469
その他	2,296	3,170
営業外費用合計	17,805	36,610
経常利益	40,068	15,590
特別利益		
投資有価証券売却益	1,228	7,466
関係会社株式売却益	10,033	96,972
特別利益合計	11,262	104,438
特別損失		
関係会社株式売却損	505	-
関係会社株式評価損	3	-
その他	1	0
特別損失合計	510	0
税引前当期純利益	50,820	120,028
法人税、住民税及び事業税	4,736	51
法人税等調整額	4,314	1,005
法人税等合計	421	953
当期純利益	50,398	120,982

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		特別償却準備金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計
当期首残高	54,259	15	15	13,564	-	152,319	165,884	18,365	201,794
当期変動額									
剰余金の配当						30,253	30,253		30,253
当期純利益						50,398	50,398		50,398
自己株式の取得								10,001	10,001
自己株式の処分		19	19			275	275	1,679	1,423
自己株式の消却		34	34			15,788	15,788	15,823	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	15	15	-	-	4,081	4,081	7,501	11,567
当期末残高	54,259	-	-	13,564	-	156,401	169,966	10,864	213,361

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,403	5,403	523	207,720
当期変動額				
剰余金の配当				30,253
当期純利益				50,398
自己株式の取得				10,001
自己株式の処分				1,423
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,734	2,734	242	2,491
当期変動額合計	2,734	2,734	242	14,059
当期末残高	8,137	8,137	280	221,779

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	54,259	-	-	13,564	-	156,401	169,966	10,864	213,361
当期変動額									
剰余金の配当						32,178	32,178		32,178
当期純利益						120,982	120,982		120,982
自己株式の取得								6,143	6,143
自己株式の処分		215	215			62	62	2,330	2,608
自己株式の消却		215	215			8,246	8,246	8,461	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	80,620	80,620	4,648	85,268
当期末残高	54,259	-	-	13,564	-	237,021	250,586	6,215	298,630

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	8,137	8,137	280	221,779
当期変動額				
剰余金の配当				32,178
当期純利益				120,982
自己株式の取得				6,143
自己株式の処分				2,608
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	729	729	206	936
当期変動額合計	729	729	206	84,332
当期末残高	7,408	7,408	73	306,112

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は、移動平均法により計算しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち、当社の持分相当額を投資事業組合等損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械及び装置 17年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

(3) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法

通貨スワップについては、繰延ヘッジ処理を適用し、振当処理の条件を充たしている場合には、振当処理によっております。

5．収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、子会社（上場株式投資を専門に行う子会社を除く）からの受取配当金であり、配当金の効力発生日をもって収益を認識し、損益計算書において営業収益に計上しております。また、持株会社としての当社の営業収益に対応する費用は売上原価と販売費及び一般管理費に分類することが困難であるため、一括して営業費用に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財

務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
貸借対照表に計上した項目		
関係会社株式	35,416	52,651
関係会社社債	-	50,000
関係会社短期貸付金	257,986	238,840
関係会社長期貸付金	1,029,704	1,233,138
貸倒引当金(注)	7,868	14,993
損益計算書に計上した項目		
貸倒引当金繰入額(注)	2,076	11,469
貸倒引当金戻入額(注)	7,085	4,344
関係会社株式評価損	3	-

(注) いずれも関係会社長期貸付金に対して計上した金額を記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。また、関係会社株式のうち市場価格のない株式について当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。さらに、関係会社貸付金については、関係会社の財政状態等を勘案したうえで、貸倒懸念債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当社は持株会社であり、事業を営む子会社に対して当社から投融資を行っているほか、中間持株会社を通じて孫会社へ投融資を実施しており、関係会社に対する投融資の評価に用いる株式の実質価額の算定や関係会社の財政状態の把握には複雑性が存在しております。

なお、将来の予測不能な市場環境の変化等により、関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合、関係会社株式の減損処理や関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上が必要となり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	65,157百万円	40,504百万円
長期金銭債権	0	0
短期金銭債務	6,201	2,186
長期金銭債務	6	6

2 担保提供資産

当社は投資先の金融機関との取引に関して、以下の資産を担保に供しております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
投資有価証券	6,071百万円	- 百万円

3 保証債務

以下の会社について、仕入等債務保証及び銀行借入保証を行っております。

(1) 仕入等債務保証

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
(株)HCMAアルファ	19,091百万円	(株)インサイト 23,365百万円
(株)インサイト	18,196	(株)HCMAアルファ 15,248
スマートピリングサービス(株)	16,878	テレコムサービス(株) 13,199
テレコムサービス(株)	14,581	(株)エネコード 9,997
(株)ハルエネ	11,099	(株)セレクトネットワーク 9,040
(株)エネコード	9,993	(株)ハルエネ 8,530
他22社	34,027	他20社 21,978
計	123,867	計 101,359

(2) 銀行借入保証

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
(株)ジェイ・コミュニケーション	- 百万円	500百万円
(株)メンバーズモバイル	-	500
計	-	計 1,000

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行（前事業年度末は4行）と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	24,500百万円	24,500百万円
借入実行残高	5,100	4,000
差引額	19,400	20,500

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)		当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
営業収益	19,715百万円	営業収益	18,871百万円
その他の営業取引高	1,053	その他の営業取引高	1,362
営業取引以外の取引高	44,516	営業取引以外の取引高	131,878

2 営業費用の主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)		当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
役員報酬	456百万円	役員報酬	593百万円
賞与引当金繰入額	1百万円	賞与引当金繰入額	77百万円
租税公課	328百万円	租税公課	335百万円
減価償却費	17百万円	減価償却費	21百万円
顧問料	266百万円	顧問料	303百万円
支払手数料	271百万円	支払手数料	- 百万円
業務委託手数料	1,048百万円	業務委託手数料	1,360百万円
その他	273百万円	その他	584百万円

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	25,519	45,620	20,101
関連会社株式	637	977	339
合計	26,156	46,597	20,440

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	8,301
関連会社株式	957

当事業年度(2026年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	36,436	56,346	19,910
関連会社株式	630	1,163	533
合計	37,066	57,510	20,443

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	14,626
関連会社株式	957

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度において、関連会社株式について3百万円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当事業年度においては、関連会社株式の減損処理を行っておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,511百万円	4,757百万円
投資有価証券評価損否認	444	429
関係会社株式評価損否認	12,157	12,116
未払事業税否認	192	16
貸倒損失否認	73	73
債務保証損失引当金	-	361
その他	256	219
繰延税金資産小計	15,636	17,973
評価性引当額	15,403	17,887
繰延税金資産合計	233	85
繰延税金負債		
連結法人間譲渡損益繰延	7,066	5,825
その他有価証券評価差額金	3,588	3,334
繰延税金負債合計	10,655	9,160
繰延税金負債()の純額	10,422	9,074

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	19.4	7.9
外国子会社合算税制	0.5	0.0
評価性引当額	3.6	2.1
投資簿価修正	6.0	-
関係会社株式売却損益	-	24.7
その他	1.2	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8	0.8

3. 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

注記事項(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準をご参照ください。重要な会計方針に記載している内容と同一のため、省略しております。

(重要な後発事象)

自己株式の取得

連結財務諸表注記「37. 重要な後発事象」と同一のため、当該項目をご参照ください。

無担保普通社債の発行

連結財務諸表注記「37. 重要な後発事象」と同一のため、当該項目をご参照ください。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	253	24	-	14	263	188
	工具、器具及び備品	0	0	-	0	1	39
	土地	342	-	-	-	342	-
	有形固定資産計	595	25	-	14	606	227
無形固定資産	ソフトウェア	20	33	-	12	41	-
	電話加入権	30	-	-	-	30	-
	無形固定資産計	51	33	-	12	71	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7,967	11,469	4,344	15,092
賞与引当金	1	77	1	77
債務保証損失引当金	-	1,146	-	1,146

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、6月30日、9月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(注) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 公告掲載URL http://www.hikari.co.jp/ir/information/announcement/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である、みずほ信託銀行が直接取り扱っております。
2. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第38期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

（第39期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月11日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年4月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年5月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分）に基づく臨時報告書であります。

2025年6月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2026年3月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2026年4月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

2025年12月15日関東財務局長に提出。

2026年1月15日関東財務局長に提出。

2026年2月16日関東財務局長に提出。

2026年3月16日関東財務局長に提出。

2026年4月15日関東財務局長に提出。

2026年5月15日関東財務局長に提出。

2026年6月15日関東財務局長に提出。

(6) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

2025年7月4日関東財務局長に提出。

(7) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

2025年10月17日関東財務局長に提出。

2025年10月30日関東財務局長に提出。

2026年2月27日関東財務局長に提出。

2026年4月24日関東財務局長に提出。

(8) 訂正発行登録書（普通社債）

2026年2月12日関東財務局長に提出。

2026年4月14日関東財務局長に提出。

2026年4月23日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6月29日

株式会社光通信
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚 原 克 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 力

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 井 公 人

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社光通信の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社光通信及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>電力小売りサービスを提供する株式会社ハルエネに帰属する契約コストの減損に係る見積りの合理性</p> <p>株式会社光通信の当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上されている契約コスト60,637百万円には、連結財務諸表注記「27.売上収益(4)顧客との契約の獲得のためのコストから認識した資産」に記載されており、電力小売りサービスを提供する子会社である株式会社ハルエネが支払った顧客獲得時に発生する代理店等への手数料のうち、回収可能であると見込まれる契約獲得増分コスト11,049百万円が含まれており、資産合計の0.4%を占めている。</p> <p>連結財務諸表注記「27.売上収益(4)顧客との契約の獲得のためのコストから認識した資産」に記載のとおり、資産として認識した契約コストについては期末日及び各四半期末に回収可能性の評価が実施され、関連する財又はサービスと交換に企業が受け取ると見込んでいる対価の残りの金額(将来収益)から、当該財又はサービスの提供に直接関連し、まだ費用として認識されていないコスト(直接関連コスト)を差し引いた金額を契約コストの帳簿価額が超過する範囲で減損損失を認識する。また、減損の状況が存在しなくなったか又は改善した場合には、過去に認識した減損損失の一部又は全部の戻入を純損益に認識する。</p> <p>契約コストの回収可能性の評価は、経営者が作成した電力小売りサービスの事業計画における将来収益、直接関連コスト、これらの基礎となる顧客の予想残存契約期間や解約率の見積りを用いて実施される。電力小売りサービスを営む事業者を取り巻く経営環境は電力卸市場における取引価格の変動等により変化が激しく、経営者はそのような変化に対応するために必要な契約変更を顧客との間で随時行っている。当連結会計年度において経営者は株式会社ハルエネに帰属する契約コストについて減損損失の認識は不要と判断しているが、回収可能性の評価に用いられた事業計画の構成要素のうち特に将来収益の基礎となる解約率について、当連結会計年度において顧客に通知した契約変更の後に観測された水準にて推移し、契約変更の影響による解約の増加は発生しないという不確実性の高い仮定が使用されている。この経営者による判断が契約コストの減損に係る見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、電力小売りサービスを提供する株式会社ハルエネに帰属する契約コストの減損に係る見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、電力小売りサービスを提供する株式会社ハルエネに帰属する契約コストの減損に係る見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>契約コストの減損に関連する内部統制の整備状況及び運用状況について有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>経営環境、特に競合他社の料金体系や電力小売りサービスの状況の変化に応じて事業計画を適切に作成していることを確認する統制</p> <p>(2) 契約コストの減損に係る見積りの合理性の評価</p> <p>将来収益や直接関連コストの見積りの基礎となる電力小売りサービスの事業計画の作成に当たって採用された主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について株式会社光通信の経営者に対する質問及び関連資料の閲覧を実施したほか、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>当連結会計年度に係る電気小売りサービスの当初事業計画と実績を比較し、その差異の原因について検討することで、事業計画の見積りの精度を評価した。そのうえで、顧客へ通知済の契約変更について、事業計画にその影響が考慮されていることを確認した。</p> <p>経営者が採用した解約率が当連結会計年度において契約変更を顧客に通知した後の実績と一致していることを確認した。</p> <p>解約に至る過程で顧客は株式会社ハルエネに対して問合せを実施することから、顧客からの問合せ数は解約数の先行指標であると判断し、契約変更の通知前後で顧客からの問合せ数について顕著な変化が生じているかどうかを確認した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社光通信の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社光通信が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 6月29日

株式会社光通信
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚 原 克 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 力

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 井 公 人

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社光通信の2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光通信の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社に対する投融資の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社光通信の当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式52,651百万円、関係会社社債50,000百万円、関係会社短期貸付金238,840百万円及び関係会社長期貸付金1,233,138百万円が計上されており、これらの合計額は総資産の95.1%を占めている。また、関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金14,993百万円が計上されている。さらに、当事業年度の損益計算書において、関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金繰入額11,469百万円及び貸倒引当金戻入額4,344百万円が計上されている。</p> <p>注記事項「(重要な会計上の見積り) 関係会社に対する投融資の評価」に記載のとおり、関係会社株式のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行う。また、関係会社株式のうち市場価格のない株式について当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行う。さらに、関係会社社債及び関係会社貸付金については、関係会社の財政状態等を勘案したうえで、貸倒懸念債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。</p> <p>株式会社光通信は持株会社であり、中間持株会社を通じた孫会社への投融資を実施しており、関係会社に対する投融資の評価に用いる株式の実質価額の算定や関係会社の財政状態の把握には複雑性が存在する。また、関係会社に対する投融資の残高及び関連する損益の財務諸表における金額的重要性が高い。</p> <p>以上から、当監査法人は、関係会社に対する投融資の評価の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社に対する投融資の評価の妥当性を検討するため、金額的重要性が特に高いと判断した関係会社株式、関係会社社債及び関係会社貸付金の評価について主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>関係会社に対する投融資の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況について有効性を評価した。</p> <p>評価に当たっては、特に関係会社株式の減損処理、関係会社社債及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上の要否の判定に係る統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 関係会社に対する投融資の評価の妥当性に関する検討</p> <p>関係会社に対する投融資の評価の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>経営者が関係会社株式の減損処理の要否の判定を行うに当たって帳簿価額との比較に用いた、時価若しくは実質価額を再計算し、それらの正確性を確認した。そのうえで、減損処理が行われた関係会社株式について、関係会社株式評価損が正確に計算され、計上されていることを確認した。</p> <p>関係会社社債及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金について、各関係会社の財政状態に基づき貸倒引当金が正確に計算され、計上されていることを確認した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。